



諸外国における租税特別措置等の効果検証の制度設計、実施手法等に係る調査 研究に関する報告書

目次

1.本調査の背景・目的と実施概要 P.3

2.調査対象国における効果検証の仕組み P.8

3.調査対象国における効果検証事例 P.46

4.本調査で得られた示唆 P.91

1.本調査の背景・目的と実施概要

本調査は、令和4年度「諸外国における租税特別措置等*」の効果検証に係る調査研究」の成果・課題を踏まえて、更なる深掘調査として実施した

本調査の背景・目的

* 租税特別措置等とは、本邦の国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等を指す。以下「租税特別措置等」又は「租特」という。また、本調査対象国においては「租税支出（Tax Expenditure）」と呼ばれているが、本報告書では、便宜上、各国の租税支出についても「租税特別措置等」又は「租特」という表現に統一している

背景

- 租税特別措置分野におけるEBPMを推進する観点から、令和4年度「諸外国における租税特別措置等の効果検証に係る調査研究」において、公表されている各種報告書から諸外国における租税特別措置等の効果検証の状況を調査した。
- その結果、調査設計や分析結果は把握することができたが、どのような調査設計が必要であると事前に整理し、どのように制度として組み込むように事前に検討したのか等、文献収集のみでは把握できない事項があった

目的

- 本調査では、今後、我が国において租税特別措置等の効果検証を行う際の参考とするため、諸外国（オランダ、ドイツ、イギリス、スウェーデン、フランス）の政府機関や評価実施者に対して、効果検証を実施するに当たって工夫した点や制度として組み込むに当たっての留意点についてヒアリング調査等を実施し、それを踏まえて我が国への示唆を整理した。

本調査では、諸外国における「①効果検証の仕組み」「②租税特別措置等の効果検証事例」について文献調査・ヒアリング調査によって把握し、我が国への示唆を整理した

本調査の実施概要

第2章（本資料：P.8～40）

① 調査対象国における効果検証の仕組み （全般）

- 政策立案、政策評価制度
- 効果検証体制、職員育成
- 効果検証データベース
- 統計データの利活用
（租税特別措置等）
- 制度等の基礎情報
- 効果検証の指針
- 効果検証の課題

➡ 参考となる制度、日本との差異を整理

第3章（本資料：P.41～80）

② 調査対象国における効果検証事例 （制度・体制）

- 政策全体のパッケージ
- 効果検証スキーム
（リサーチデザイン）
- 効果測定指標・論理のつながり
- 処置群・対照群の識別
- 効果検証手法
- 租税特別措置等のみの効果
- 自己選択バイアスの考慮
（効果検証）
- 実地内容、工夫・課題
- 定性分析との組み合わせ
- 分析の質の担保
（結果活用）
- 効果検証結果の活用状況

➡ 工夫点、日本に制度として組み込むに当たっての留意点を整理

各調査結果を踏まえ、それらに基づいて我が国における今後の取組に向けた示唆を導出・整理した

本調査では、まず5事例に対してデスクトップ調査とオンラインヒアリングで事前調査を実施し、更なる深堀調査として2事例に対して現地調査を実施した

本調査の実施概要

事前調査（5事例）

■ デスクトップ調査

調査報告書などの文献レビュー、調査対象国の政府機関のウェブサイトに記載されている情報の収集を実施

■ オンラインヒアリング

デスクトップ調査で十分に把握できなかった情報を中心に、効果検証の主体である政府機関、評価実施者に対してオンラインヒアリングを実施

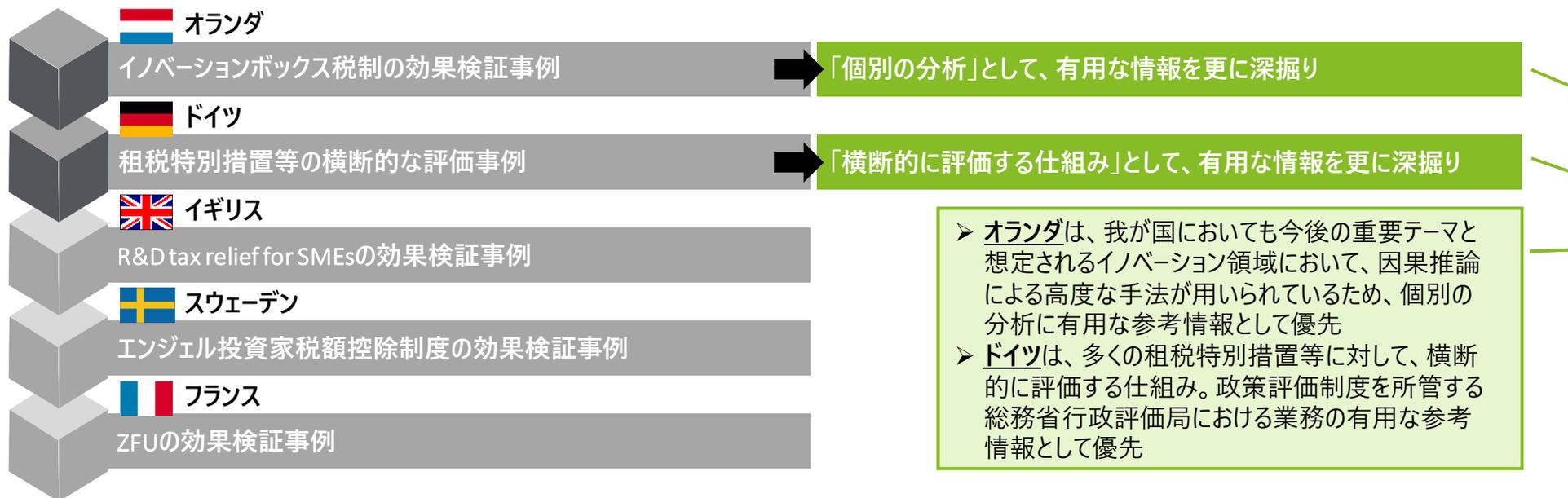
現地調査（2事例）

■ 対象事例の選定

日本への示唆として有効な情報が得られる可能性が期待でき、現地調査の受け入れ態勢に問題のないオランダとドイツを選定

■ 現地ヒアリング

効果検証の仕組みの現状に関する深堀りや将来の展望、効果検証事例におけるリサーチデザイン、効果検証で生じた課題や対応、分析結果の活用状況等について現地ヒアリングを実施



なお、本調査では、**税務申告以外の行政機関の承認要否によって、利用可能なデータが異なる可能性に着目して、事例を「事前認証あり型」と「事前認証なし型」に区分している**

対象事例における事前認証有無の整理

事前認証あり型※

税務申告だけでなく、租税特別措置等の適用前に行政機関の承認を必要とする租特

租特の適用要件としての事前認証

オランダ：イノベーションボックス税制

- 税務申告前にオランダ税務当局に対して申告が必要となるほか、イノベーションボックス税制の適用にはWBSO（研究開発賃金税控除）の申請と研究開発宣言の取得が必要である

スウェーデン：エンジェル投資家税額控除制度

- 制度を適用した投資家は対象のスタートアップから損益計算書を取得し、国税庁に対して所得税申告書にて請求を行う。この時、スタートアップから取得した損益計算書の添付が必要である

事前認証なし型※

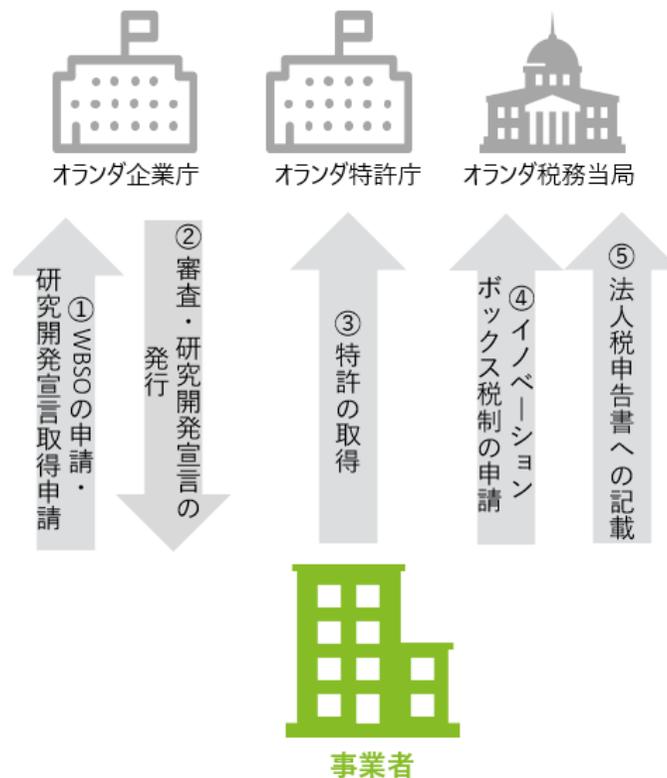
租税特別措置等の適用前に行政機関からの承認は必要なく、税務申告のみ必要とする租特

イギリス：R&D tax relief for SMEs

フランス：ZFU

ドイツ：33件の租特を横断した評価であり、上記の整理は行っていない

—— 事前認証あり型の適用までの手続きのイメージ —— (オランダ：イノベーションボックス税制)



※行政機関の承認が必要な租特は、適用過程で行政記録情報が蓄積され、分析に利用できるデータが多い可能性がある。これらを区別するため、便宜上、本調査においては「事前認証あり型」「事前認証なし型」と呼称している

2.調査対象国における効果検証の仕組み

日本と海外諸国では政策評価の主体、ガイドラインの整備状況、人材確保の方針が異なる

各国概要 (1/2)

	 日本	 オランダ	 ドイツ	 イギリス	 スウェーデン	 フランス
①政策評価体系	<ul style="list-style-type: none"> 総務省行政評価局が国全体の政策評価制度全体を所管し、各省庁が自ら政策評価を実施 事前・事後評価：政策評価法、政策評価法施行令、政策評価基本方針（閣議決定）、その下の各省の基本計画（3～5年）、実施計画（1年）等に基づき政策評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事前評価：省庁間横断のMKBAコアチームのガイドラインに基づき、各省庁が主体となって主に社会的費用便益分析を実施 事後評価：戦略的評価アジェンダ（SEA）が導入され、複数の予算項目を内包した政策テーマごとに各省庁が主体となって効果検証の計画を策定して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事前評価：内務省のガイドラインに基づき、国家法規監理委員会（NKR）が主体となって実施 事後評価：補助金ガイドラインに基づき、租特の評価は財務省が主体となって実施。租特以外は各省庁が主体となって実施。歳出の見直しのための政策テーマの評価は財務省と各省庁で実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事前評価：Green Bookに基づき、各省庁が主体となって主に費用便益分析を実施 事後評価：Magenta Bookに基づき、各省庁による成果達成プランを軸とした業務管理に応じて実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事前評価：法案作成前にいくつかの重要事項について特別調査官又は委員会が調査 事後評価：財政政策の枠組みにおいて、財務省又は会計検査院が主体となって予算政策目標がどの程度達成しているか評価 	<ul style="list-style-type: none"> 事前評価：各省庁が主体となって、首相直属の政府事務総局のガイドラインに沿って実施 事後評価：統一された実施主体・ガイドラインは存在せず、連邦議会及び会計検査院（予算組織法に基づき）、各省庁、首相直属の独立政策評価機関France Stratégieが実施
②効果検証及び人材育成体制	<ul style="list-style-type: none"> 各省庁が政策効果を自ら評価。また、総務省行政評価局では政策の統一性または総合性を確保するための評価等を実施 総務省行政評価局では政策評価に関する統一研修などの研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 租特含め政策を所管する省庁ごとに評価を実施 租特においては、財務省、関係省庁、学識者、他省庁の部門長で構成された運営委員会が評価を実施 財務省では、修士号を持つ人材、数学、政治学、経済学などの知見を持った人材を採用しているほか、効果検証の研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 議会により毎年定められる政策テーマに基づき、財務省及び関連省庁で歳入・歳出への影響を検証 租特においては、財務省が中心となって特定の税の専門家と連携しつつ評価を実施 経済・気候保護省では定量的な分析経験がある人材を積極的に採用はしておらず、評価の研修も実施していない 	<ul style="list-style-type: none"> 各省庁で、シニアアナリストと政策チームで構成された運営グループを設立して、評価を実施 官民連携機関 What Works Centresが独立した立場で分析を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 政策の執行機能と評価・分析機能が庁単位で切り分けられており、担当省庁の分析庁が評価を実施 リサーチ経験を持つ人材やPh.D.を採用しており、研修や部署のローテーションを通じて知見を高めている 	<ul style="list-style-type: none"> France Stratégie（独立政策評価機関）では経済、デジタル開発、社会政策、雇用と4つの部門から政策テーマごとに評価委員会を組成 各省庁では統計部署や分析部署で定量的な分析が実施できる人材を確保しており、会計検査院では職員に対して事後評価に関する研修を提供

日本と海外諸国では効果検証データベース、行政データ提供の整備状況が異なる

各国概要

	 日本	 オランダ	 ドイツ	 イギリス	 スウェーデン	 フランス
③効果検証データベース	<ul style="list-style-type: none"> 総務省のサイトに効果検証の取組に関する情報が掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 財務省のサイトで政策評価が一覧化されており、評価の進捗状況、担当省庁、政策領域等から検索可能 	<ul style="list-style-type: none"> 効果検証についてまとめられているサイトは確認できなかった 	<ul style="list-style-type: none"> 省庁によって効果検証結果をサイトで整理している。例えば、教育省の助成金で設立された組織（EEF）は、「Teaching and Learning Toolkit」により、施策の詳細内容や調査結果、より効果的に活用するためのヒントなどを公開 	<ul style="list-style-type: none"> 効果検証についてまとめられているサイトは確認できなかった 	<ul style="list-style-type: none"> 効果検証についてまとめられているサイトは確認できなかった
④租特の効果検証に活用できる統計データの整備状況	<ul style="list-style-type: none"> 財務省は租特透明化法に基づき、毎年1~2月頃に適用実態調査の結果（措置ごとの適用数、適用額等）を公表している 担当省庁が独自に実施しているアンケート調査や、各種公的統計調査の二次的利用によるデータ取得が可能なる場合もあるが、取得には一定程度の時間がかかる 磁気媒体（CD-R等）でデータを提供 	<ul style="list-style-type: none"> 企業レベルのデータはオランダ統計局に集約化されており、分析環境が整備されているものの、利用には日数分の料金がかかる VPNでのデータのアクセスが可能 各措置の適用企業の情報は財務省の税務当局で保有しており、政府関係者は税務当局の税務データを調べ、検証に活用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> リサーチデータセンター（RDC）は高等教育機関又は研究を委託された機関にのみマイクロデータを有料で提供しており、サイトでアクセス申請が可能 租特の適用企業などの情報は揃っていない 	<ul style="list-style-type: none"> 統計局のサイトから研修を受けた認定研究者のみ、アクセス申請が可能 国家統計局により政府の様々な部門が保有する行政記録データが研究者に提供されており、租特の適用企業の情報などが整備されている VPNでのデータのアクセスが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 統計局のサイトからマイクロデータのアクセス申請が行えるが、申請には約6か月~12か月ほどかかる 統計局のサイトで企業登録簿のデータも提供されており、国内のすべての企業の従業員規模、売上高、輸出入先の国のグループ等が閲覧可能 データアクセスの専用サイト（MONA）でデータのアクセスが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の研究機関と連携したデータアクセスセンター（CASD）から、中央政府が所有している雇用、企業、国務調査、アンケートのデータが取得可能 統計マイクロデータの取得には、Statistical Secrecy Committee（CSS）へ申請が必要 SD-BOXを繋げてリモートアクセスが可能
⑤租特の根拠法等	<ul style="list-style-type: none"> 税法の本則及び租税特別措置法（地方税法における税負担軽減措置等においては地方税法） 	<ul style="list-style-type: none"> 税法の本則及び別の租税根拠 	<ul style="list-style-type: none"> 税法の本則 	<ul style="list-style-type: none"> 税法の本則及び別の租税根拠 	<ul style="list-style-type: none"> 税法の本則及び別の租税根拠 	<ul style="list-style-type: none"> 一般租税法典

2-1.オランダにおける効果検証の仕組み (オンライン及び現地調査より)

オランダでは、各省庁が主体となって、財務省の定める定期評価調査規定（Regeling periodiek evaluatieonderzoek：RPE）に基づき、事前評価・事後評価を実施している

政策立案・政策評価制度

政策立案・評価制度の概要

- 2018年に改正・適用された政府会計法（Comptabiliteitswet）により、各大臣には政策の有効性や効率性について議会に報告することが義務付けられた
- 政策評価制度については、財務省が所管しており、政策評価に関する詳細なルールを設定する権限を有している。ルールは定期評価調査規程（Regeling periodiek evaluatieonderzoek：RPE）として取りまとめられており、直近では2022年に改訂された
- 2021年からは政策評価の戦略的な計画として戦略的評価アジェンダ（Strategic Evaluation Agenda：以下「SEA」という）が段階的に開始され、定期報告を含めた調査の計画と優先順位付けが実施されている
- 予算編成については、新政権の発足時に与党間で締結された連立合意に基づき行われる。それに基づき毎年9月の第3火曜日に政府は次の会計年度の新予算を発表し、各省庁は政策が網羅的に記載された予算書を議会へ提出する
- 政策評価については、基本的に各省庁が自ら政策の事前/事後評価を行っており、予算書や年次報告書に反映させて年度ごとに議会へ報告している
- 議会は各省庁から提出された予算のレビューと承認、決算のレビューを行う

政策立案（Ex ante/事前評価）

- 政策の準備段階として社会的費用便益分析（Maatschappelijke Kosten-Batenanalyses: MKBA's）が行われる。省庁間横断のMKBAコアチームがガイドラインを整備している
- 政府会計法に基づき、下院に送られる全ての提案には、「目的」「政策手段」「財務的な結果」「有効性」「効率性」「想定される評価方法」を記載するよう定められている



一般的なMKBAに関するガイドライン

政策評価（Ex durante/期中評価、Ex post/事後評価）

- 2018年の政府会計法の改正前までは各予算項目に対する事後評価は少なくとも7年に一度は実施するよう定められていた
- 現在では、SEAに基づいた政策テーマ（複数の予算項目を内包可能）について政策実施後4～7年で事後評価及びその報告を行うことと定められている
- また、評価期間中も期中評価が求められる
- 期中・事後評価及びその報告については「Handreiking periodieke rapportage」「Handreiking data-analyse voor beleid」等のガイドラインが作成されている
- 他にも政策担当者向けに、政策評価手法やデータ収集方法の情報やNational Academyが提供するビデオ研修などがToolboxとして整備されている

2024年から本格的に実施されるSEAは、特に重要な政策分野へ有用な示唆をもたらすことや、政策改善のために有用な示唆が得られることが期待されている

SEA (1/2)

SEAの目的

- SEAとは、戦略的な視点に基づいて政策評価の計画を体系的に整理した方法であり、財務省と各省内の財務部門が所管している。各省庁ではSEAに基づき政策評価を計画・優先順位付けを行っている
- SEAは2021年に開始され、移行期間を経て2024年の予算（1月開始）から本格的に実施される
- SEAテーマは政策立案者や国会が必要としている情報や世の中のトレンドに基づいて設定されている
- 以前は政策分析を行う際は各政策の結果に焦点を当て、全ての予算項目の評価が実施されていたが、SEAでは重要な政策分野へ示唆を出すことに焦点を置き、複数の政策をまとめたテーマごとの評価が実施されることになった。予算項目ごとの評価から政策テーマごとの評価に変わったことで、相互に影響し合う政策を包括的に評価することが可能になった
- SEAによって、重要な政策分野における費用対効果についてより有用な示唆をもたらすことや、政策の有効性や効率性についての議会へ説明するためにより有益な知見を与えること、政策改善へ適切な知見を得るための示唆が期待される
- 特に重要な政策分野については部門間政策研究（Interdepartementale beleidsonderzoeken：IBO）を行うためのチームが結成され、既存政策の代替となる政策案が検討される

SEAの特徴

SEAへの期待

体系的に整理された計画

重要政策への重点化

政策立案者や国会からの需要に基づくテーマ選択

省庁のトップを含むステークホルダーの巻き込み

世の中のトレンド、重要となりえる政策分野の補足

省庁横断的な評価チーム

省庁内の財務部門の重要な役割

政策立案・改善の知見集積や議会への説明のための基礎情報提供

政策評価プログラムの改善

省庁内の政策評価に対する意識向上

政策評価で得た知見の政策立案・改善への活用

省庁間での政策評価の好事例共有

政策立案部門との協力体制構築

SEAでは、事前・事後評価だけでなく定期報告も実施され、効果検証の種類と政策のフェーズによって求められる結論の水準が異なる

SEA (2/2)

SEAに基づく評価

- SEAにおいて各テーマは4～7年の間に評価され、最後に定期報告 (Periodieke rapportages) として期間中に実施された政策のモニターや政策評価、事前研究等がまとめられてその結果が報告される
 - 定期報告以外にも中間報告が2年ごとに実施される
 - 年次政策予算プロセスの一部として年次でも評価の実施状況が更新されている
- 定期報告において説明が求められる事項は効果検証の種類と政策のサイクルによって4種類に分類されている (右図)
- 各省庁は毎年、各テーマに紐づいた効果検証とその種類、公表時期、効果検証の詳細、予算条項との関連性などの情報を記載した一覧を下図のテンプレートに従い作成し、議会へ提出する

SEAテンプレート

SEAテーマ：評価・効果検証をテーマごとにグループ化。重要な社会的・財政的政策課題をテーマとする

効果検証名：効果検証名を記載

効果検証の種類：「事前評価」「中間報告」「事後評価」のいずれかを記載

予算条項：説明責任を果たすため予算項目すべてがカバーされているか確認

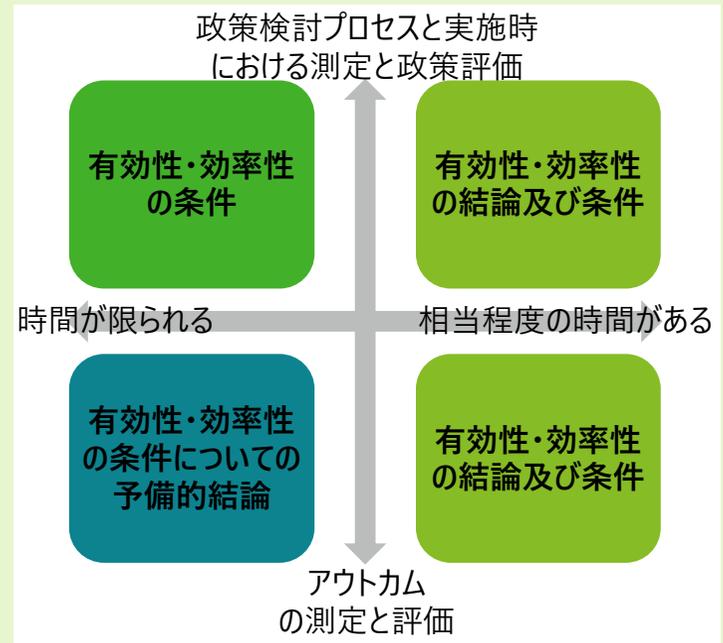
SEAテーマ	効果検証名	効果検証の種類	期限	詳細説明	予算項目
[Theme 1]	[Title A]	[Type]	[Year]	[Text]	[Article]
	[Title B]	[Type]	[Year]	[Text]	[Article]

財務省

SEAの適用期間は4年となっているが、評価に要する時間を考慮し、2～3年のタイムラグを入れて4～7年としている

各政策の状況別の定期報告必要事項

- 縦軸：効果検証実施における観点
- 横軸：政策の時間的な状況

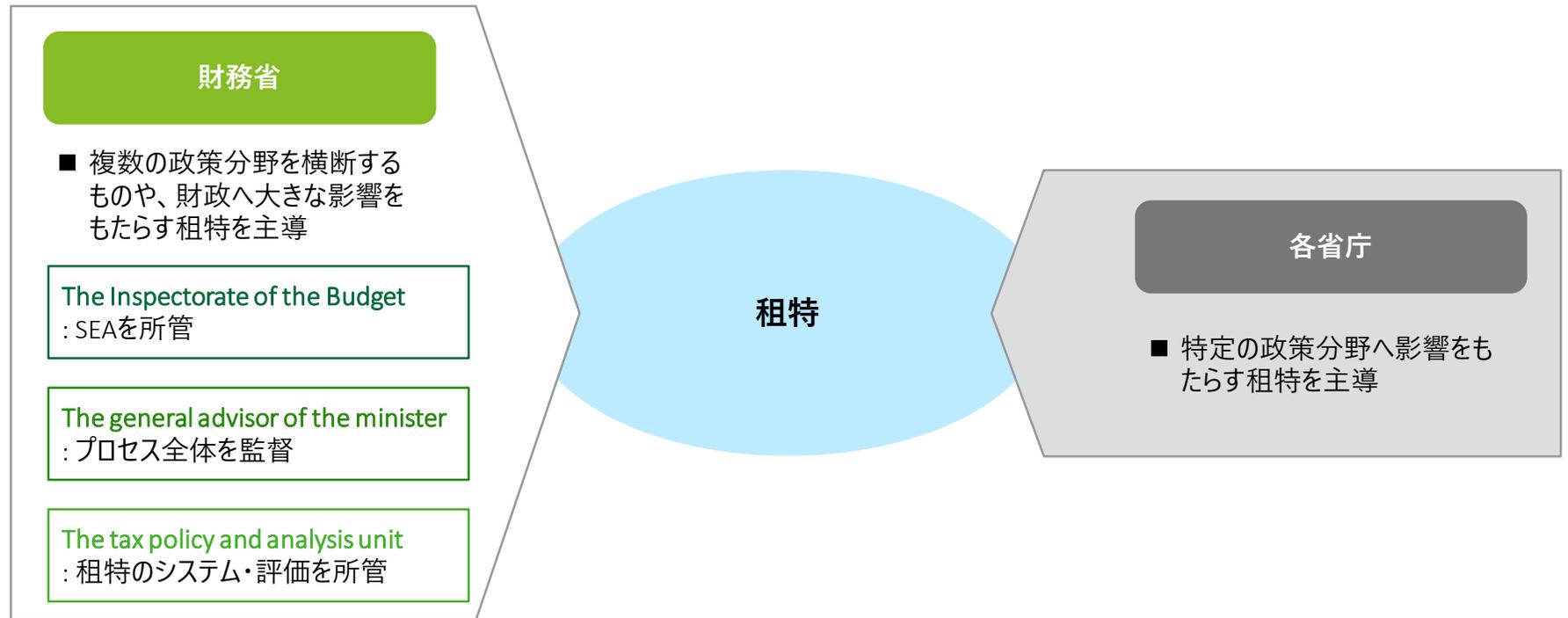


租特は財政への影響が大きく、SEAの中で評価が行われている。租特は財務省と関係省庁が共同で責任を負うが、とりわけ複数の政策分野を横断するものは財務省が主導する

租特の評価 (1/2)

租特の定義と担当省庁

- オランダでは租特を「具体的な目標を提示すること」「受益者への税控除であること」の2つの条件を満たすものを租特と定義しているが、税の免除が制度によって特別に実施されているものなのか、それとも制度自体の性質なのか判断することが難しく、租特を定義することは困難である
- 国によって定義が異なるため、ドイツや他のOECD諸国と比べてオランダの租特の割合は高い（GDPの約15%）
- オランダには100本以上の租特が存在する。財政への影響は1,500億ユーロで、これは税収の約25%にあたり、SEAに含まれるテーマの1つである
- 租特は財務省と関係省庁が共同で責任を負うが、財務省はより責任が大きい（税制全体と予算を所管しているため）



租特は定期的に評価されており、ネガティブな評価結果が出た場合は原則廃止または改善が求められる

租特の評価 (2/2)

租特への評価

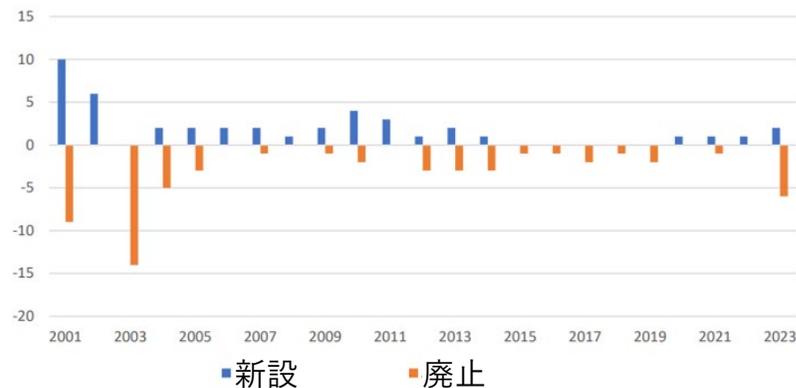
- 全ての租特は、RPEのガイドラインに基づいて定期的に事後評価されている
 - RPE2022では、定期的な事後評価において各政策が効果的、効率的か、TE Assessmentを満たすかを確認するよう求めている
- 新規の租特は、TE Assessmentの要件を満たす必要がある
- 租特の評価は、外部の機関が行うこともできるが、省庁内で行うこともできる。独立性が保証されていることが重要であり、独立した委員長、独立した学識者、財務省、関係省庁から構成される運営グループにて評価の質を担保している。委員長は通常、評価される政策へ関与していない省庁の部門長が選ばれる
- 租特に対してネガティブな評価結果が出た場合、原則廃止または改善されるよう予算ルールで定められている
 - 透明性の確保のため、結果は議会に送られて誰もが結果を参照することができる
 - 近年は新たに導入された租特よりも廃止された租特の方が多い

TE Assessment Framework

Q1	政策課題は明確か
Q2	政策目標は明確に宣言されているか
Q3	財政的な介入が必要である理由が証明できるか
Q4	直接的な補助ではなく間接的な補助が望ましい理由は証明できるか
Q5	直接的な補助ではなく租特が望ましい理由は証明できるか
Q6	既定の評価は十分確立されているか
Q7	サンセット条項※は適用されるか

※サンセット条項：規制について一定期間でその必要性について見直しを行うことを定めた条項

2001年以降新設・廃止された租特の数

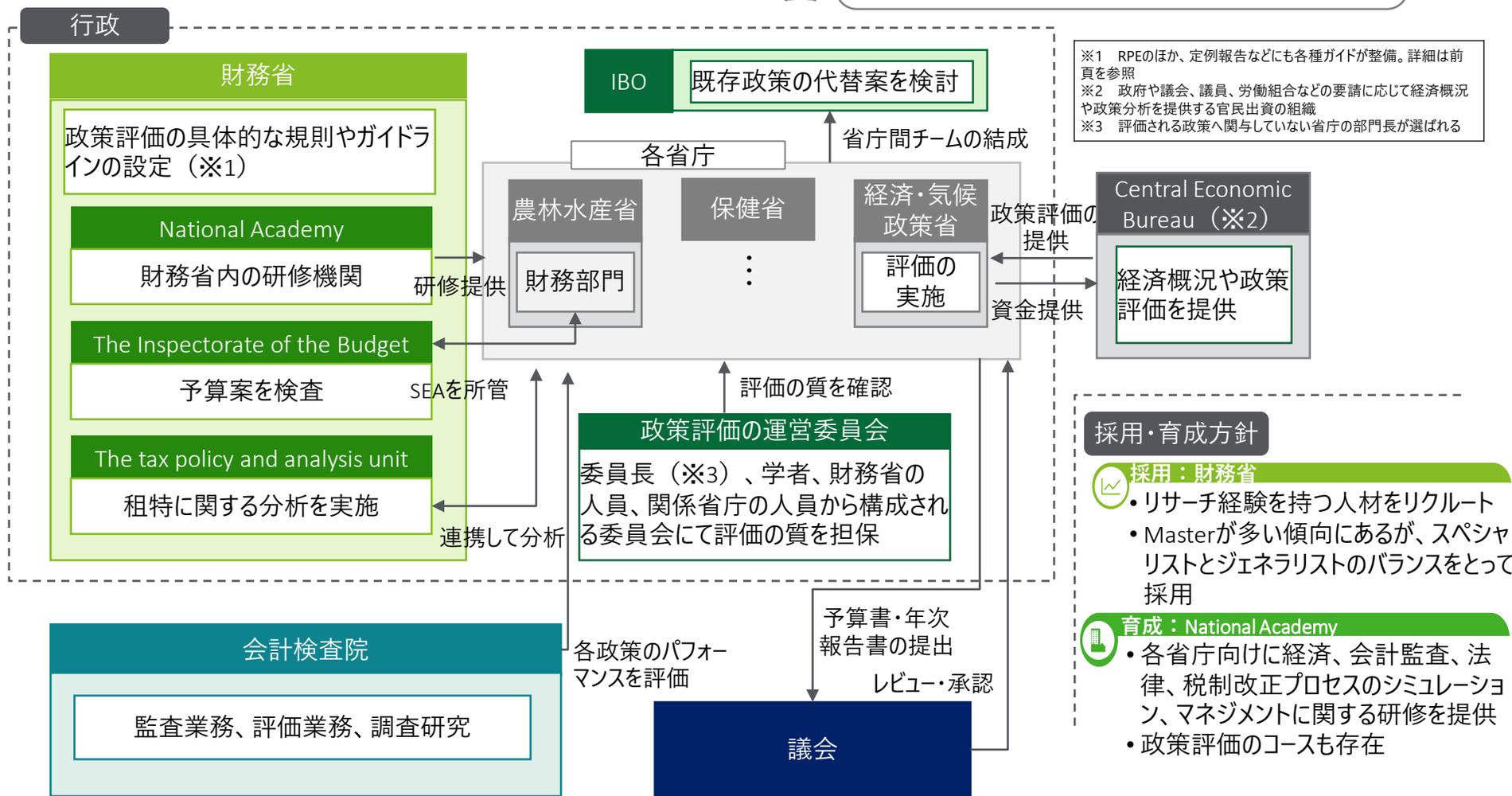


基本的には政策を所管する省庁ごとに政策評価が実施されているが、租特については財務省と関係省庁が共同で評価を実施している

経済・気候政策省

オランダ政府内にも定量分析ができる人材が存在する。エコノミストが揃っている部署も存在し、例えば財務省には200人のエコノミストがいる

効果検証体制、職員育成



出所) <https://english.rekenkamer.nl/about-the-netherlands-court-of-audit/what-we-do/performance-audit/>、<https://www.rijksfinancien.nl/beleidsvaluatie/evaluatiestelsel/>、

オランダ財務省のサイトでは、政策評価の結果だけでなく、進行中・中断した評価についてもその経過が確認できる



効果検証データベース

担当省庁、政策領域、進捗状況（発表済・完了・進行中・中断・延期）等で検索できる

フィルター：
 担当省庁 Choose department ▾
 政策領域 Select item ▾
 政策目的 Choose type of research ▾
 政策名 Search title
 進捗状況 Choose status ▾
 完了予定時期 Choose year ▾
 Reset

政策名	担当省庁	政策名	テーマ	政策目的	進捗状況	完了予定時期
Primary school	Primary school			Policy review	Postponed	tbd
Secondary education	Primary school					tbd
High-quality services from one government	Government services and information society					tbd
Policy review Export credit insurance, guarantees and investment insurance				Periodic reporting	Postponed	tbd
Feminist foreign policy				Periodic reporting	Announced	2030
Sustainability				Periodic reporting	Announced	2030
Making the tax system more sustainable				Periodic reporting	Announced	2030
Tax regulations				Periodic reporting	Announced	2030
Fisheries				Periodic reporting	Announced	2030
Evaluations of revision in regulatory framework (including Energy Act and Heat Act)				Periodic reporting	Announced	2029

政策名、担当省庁、政策領域、進捗状況、評価の目的、完了予定時期が一覧化されている

Home > Policy evaluation > Planned and executed research
 ← Back to the overview

Fisheries

Year: 2030
 Kind: Periodic reporting
 Status: Announced
 Departments: [Agriculture, Nature and Food Quality](#)
 Article: [Nature, fisheries and area-oriented work, implementation and supervision](#)

Additional information

The fisherman theme has been included as a separate theme in this SEA for the first time. In the past, the fisheries policy was included in the main theme of the SEA. The fisheries policy is now being carried out in a separate sector in carrying out the implementation.

評価の進捗状況に関する詳細情報や実際のレポートが確認できる

Next one → Last →

オランダの租税特別措置等は、その法的根拠に税法の本則及び別の租税根拠があり、その適用実態は議会（下院）にて報告されている



租税制度、法人税及び租税特別措置等の概要

租税制度の概要

- オランダの租税体系は、国税を中心としており、地方税は自動車税・固定資産税等のごく一部のみ存在
代表的な国税・税目と税法：所得税[Wet inkomstenbelasting 2001]、賃金税[Wet op de loonbelasting 1964]、法人税[Wet op de vennootschapsbelasting 1969]等
代表的な地方税・税目と税法：自動車税[Provinciewet 222]、固定資産税[Gemeentewet 220]等
- 行政機関：税制立案機関は財務省で、税務執行機関は国税・関税執行局

法人税の概要

納税義務者	課税標準	法定税率	実効税率	課税期間	申告期限	納税期限	課税方式
有限会社、株式会社、協同組合、相互保険会社、特定の公共企業等	課税所得から繰越損失等を控除した金額	25.8%	25.8%	事業年度であり、通常暦年	原則翌年の6月1日	通知から6週間以内	賦課課税方式

租税特別措置等の概要

- 法的根拠：税法の本則及び別の租税根拠
- 定義：法律の定めに従って行われる税収の喪失や税収の先送りをもたらす『政府による支出』と考えられ、税法により企図された租税制度とは一線を画すもの
- 適用実態の報告：Tweede Kamer der Staten-Generaal（下院）が報告

2-2.ドイツにおける効果検証の仕組み (オンライン及び現地調査より)

ドイツでは、財務省が主体となって目的、効率性、費用対効果に関して、政策テーマの事後評価が実施されている



政策立案・政策評価制度 (1/2)

政策立案・評価制度の概要

- 2000年の連邦省庁共通手続規制 (Joint Rules of Procedure of the Federal Ministries) によって、各省庁の政策立案プロセスがルール化されており、事前評価が必須とされている。2006年には、事前評価を主体的に行う国家法規監理委員会 (NKR) が設立され、内務省が策定している事前評価に関するガイドライン (Arbeitshilfe zur Gesetzesfolgenabschätzung) に基づいて評価を実施している。内務省では他にも政策立案方法に関するガイドブック (Handbuch der Rechtsförmlichkeit) なども公開している
- 予算案は財務省によって作成され、内閣の閣議決定 (Cabinet) により議会へ提出される。議会で協議される際には、外部モニタリングとして連邦会計検査院 (BRH) がコスト面での政策評価を実施し、予算案や政策に関する提言をしている
- 国の歳出においては、毎年議会が決定した政策テーマごとの歳出の見直し (Spending Review) を財務省及び各担当省庁が実施している。また、租特関連以外の政策の事後評価を各担当省庁で実施しており、租特の事後評価は個別で補助金ガイドライン (Subsidy Guideline) に基づき財務省が実施している

政策立案 (Ex ante/事前評価)

- 国家法規監理委員会 (NKR) が主体となって、各省庁から提出された政策案の事前評価を実施している。NKRは以下の内務省によって策定された事前評価に関するガイドライン (Arbeitshilfe zur Gesetzesfolgenabschätzung) を踏まえて、評価を実施している

Arbeitshilfe zur Gesetzesfolgenabschätzungにおける事前評価に関する記載

Step 1	政策分野の分析
Step 2	政策目的の明確化
Step 3	政策の代替案の作成
Step 4	政策の代替案と比較して分析 (経済・環境・社会的な影響、サステナビリティへの影響、実行可能性、効率性などについて分析)
Step 5	調査結果のまとめ

政策評価 (Ex poste/事後評価)

- 議会が政策テーマを毎年1つ決め、連邦政府は政策テーマごとの歳出の見直し (Spending Review) を実施している
- 政策テーマの評価を実施するワーキンググループは、政策テーマに関与する各担当省庁の事務次官で形成された歳出評価の運営委員会 (Spending Committee) がメンバーを決定している。ワーキンググループは、財務省職員がグループ長となり、政策評価を管轄している
- ワーキンググループは以下3つの質問を基に評価を実施している

歳出評価基準

政策の目的

目的の達成度合い (効率性)

効率的に達成できているか (費用対効果)

租特においては、財務省が主体となって補助金ガイドラインに基づき、事後評価が実施されている



政策立案・政策評価制度 (2/2)

租特の定義

- ドイツでは補助金レポートで租特の定義を「歳入の減少をもたらす企業や特定の業種に有利な税金の免除」と定めている
- ドイツでは106件の租特が存在する

租特の評価

- 租特の事後評価は財務省が管轄であることから、財務省が主体となって、歳出の影響に関する補助金レポート (Subsidy Report) を2年に1度発行している。Subsidy Reportは以下の補助金ガイドライン (Subsidy Guideline) を踏まえて整理されている

補助金ガイドライン (一部事後評価について抜粋)

目標は評価されやすいように設定すべきである

成長、分配、競争、環境に対する影響を考慮し、Subsidy Reportで政策のサステナビリティについて言及すべきである

政策の目標達成、効率性、透明性の観点から定期的に事後評価を行うべきである

既存の租特は助成金又は財政への負担がより最小限に抑えられる措置に置き換えることを目的として見直されるべきである

財務省

補助金レポートは、様々な政治的な局面に応じて何をすべきかを助言することを目的としていたため、ガイドラインでは詳細な内容にしないようになっている

租特の評価の活用

- ドイツでは、税制改正の正式なタイムライン及びプロセスが存在しないため、既存の租特を廃止・見直すことは難しい。古い租特が多いこともあり、明確な目的が設定されていないケースが多い
- そのため、補助金ガイドラインでは新しい租特を導入する際は、租特よりも助成金を優先すべきと定められている。また、新しい租特の導入に対して以下様々な要件を設けている

補助金ガイドライン (一部租特の導入について抜粋)

新たな補助金は、他の施策と比較して最適な手段であり、費用対効果の観点からも効率的である場合にのみ交付される

基本的には助成金という形で政策は導入されるべきである

新しい経済的支援策は適用期間を設けるべきである

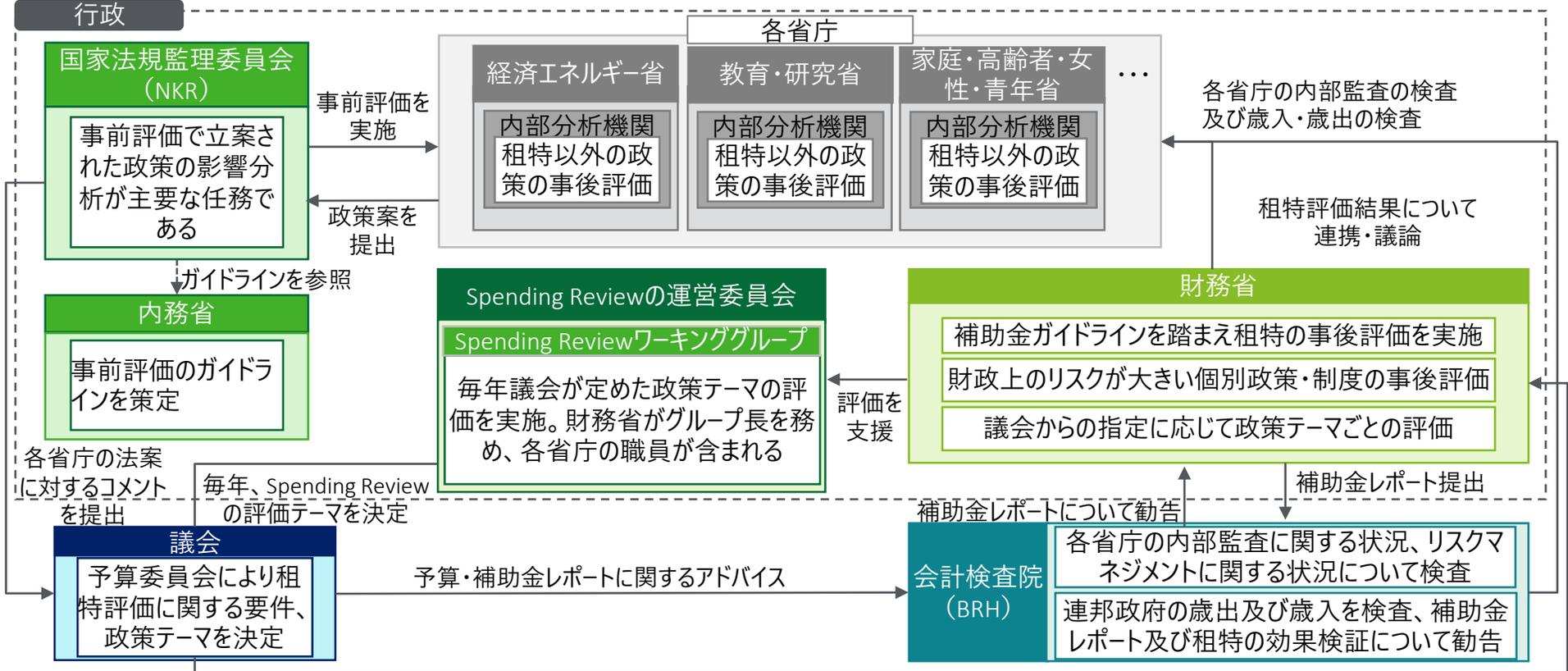
評価実施者

担当省庁では租特を廃止するメリットがないことが問題である。租特は各省庁の予算に入らないことから、再設計や廃止が他の政策と比べて難しい

基本的には政策評価は各省庁内で実施されているが、租特及び歳出に関する評価は財務省が主体で実施している



効果検証体制



租特の評価に関する要件を決定

【ドイツの政策評価の実施主体】

		財務省	NKR	各省
租特	事前評価		○	
	事後評価	○		
それ以外	事前評価		○	
	事後評価			○

経済・気候保護省

効果検証に係る研修、定量的な分析が可能な人員の確保は行っていない。特別なニーズがある場合は、職員の中に適切な人材がいるか都度確認している

統計データは、統計マイクロデータ含めドイツの連邦統計局の研究データセンター（RDC）のサイトにまとめられており、現地及びリモートでのアクセス申請が可能である



統計データの利活用（1/2）

STATISTISCHE ÄMTER
DES BUNDES UND DER LÄNDER
FORSCHUNGSDATENZENTREN

1年単位の各統計マイクロデータのアクセスには4万円（250ユーロ）

€250

Per statistic, survey year and year of access, Duration of use max. 3 years

Examples

DATA SUPPLY DATA USE UNDERSTAND RDC SERVICE

Access to microdata

The Research Data Centres provide different possibilities for the access to official microdata. They differ on-site- and off-site ways of access.

The ways of access presented below differ in terms of the → anonymity of the usable data and in the way the data is provided. Data access is tied to certain conditions. You find further information in the → terms of use. To use microdata, you have to know how to use one of the statistical analysis programs offered by the RDC (SAS, SPSS or partly R). To use the on-site ways of access, you have to work syntax-based.

On-site use: Off-site use:

Safe centre Scientific Use Files

There are PC workplaces for guest researchers in all locations of both Research Data Centres (safe centres) in the safe premises of the regulation of data the safe centre can have the sensitivity of the

Scientific Use Files (SUF) are standardised datasets which are generated by the → anonymisation of the statistical offices. → lower potential for analyses. → suitable for a large part of sci-

and data are provided with → within the scientific institution

and researchers who are employed by a Germany. The use of Scientific → from foreign institutions are asked to use remote execution or to work at a safe centre.

Public Use Files

申請によって現地利用及びリモートでのマイクロデータの活用が可能である

< 統計マイクロデータのアクセス申請 >

- 高等教育機関又は研究を委託されたその他の機関にのみデータ利用が限定されている
- マイクロデータのアクセスには紙又はオンラインでの申請が必須であり、研究機関の住所、データを使用するすべてのユーザー、プロジェクトの概要、適用する統計手法、必要とするデータ及び年度、アクセス方法、その他連携している研究機関、データのマージ方法について情報提供が必須である



評価実施者へのヒアリングより

< データ利用状況 >

- 税務上の守秘義務のため適用企業を特定することはできない。一方で、助成金については受益者は取得及び用途まで記録する必要があり、補助金のデータは揃っている
- 所得税のマイクロデータは2000年代初期に統計局により匿名化が進み、データの取得はかなりスムーズである。
- アンケート調査なども行っており、家計データ（所得、消費、世帯、その他社会経済データ）に関するマイクロデータの整備は整っている
- 一方で、特定の租特の適用有無及び適用企業に関するデータや税務データは揃っておらず、ドイツでは課題とされている

ドイツの財務省は、税務研究ネットワーク（Network for Empirical Tax Research：NeSt）のもと外部研究者の税務データのアクセスの改善に力をいれている



統計データの利活用（2/2）

財務省

適正な評価を行うためにはデータが不十分と指摘される租特が多かったため、NeStが組成された。NeStが組成されて日が浅いため、具体的にどのような活動を行っていくかは検討中である

NeSt: Workshop on the 13th/14th July 2022

The network's first meeting took place in July 2022 at the Federal Ministry of Finance. As part of a workshop, State Secretary Prof. Dr. Luise Hölscher and colleagues from the BMF exchanged ideas with representatives from science, statistics and data protection.

This first NeSt event already placed a focus on improving the data infrastructure for evidence-based tax policy.



Source: Federal Ministry of Finance

税務研究ネットワーク（Network for Empirical Tax Research（NeSt））は、2023年にキックオフし、税金に関する研究者とともに財務省と税務データのアクセスの改善に向けて協議を行っている

- 正式に開始する前の2022年7月に税務データに関する意見交換会を実施
- 2023年7月に正式初回会合
- 2024年7月に会合を実施予定

ドイツの租特は、その法的根拠に税法の本則があり、その適用実態は財務省により報告されている



租税制度、法人税及び租税特別措置等の概要

租税制度の概要

- ドイツの租税体系は、その収益権の帰属に応じて共有税・連邦税・州税・市町村税に分類
代表的な国税・税目と税法：【共有税】給与税[Einkommensteuergesetz]、所得税[Einkommensteuergesetz]、キャピタルゲイン税[Einkommensteuergesetz]、法人税 [Körperschaftsteuergesetz]等、【連邦税】関税[Zollkodex der Union]等
代表的な地方税・税目と税法：相続・贈与税[Erbschaftsteuer- und Schenkungsteuergesetz]、ビール税[Biersteuergesetz]等
- 行政機関：税制立案機関は財務省（BMF）で、税務執行機関は中央税務庁（BZSt）

法人税の概要

納税義務者	課税標準	法定税率	実効税率	課税期間	申告期限	納税期限	課税方式
株式会社、有限会社、株式合資会社等ドイツ法に基づいて設立された法人	法人税法第8条に規定する益金から、第24条、25条に定める損金を控除した額	15%	29.83%	原則として暦年	翌年の7月31日	納税通知書の受領後1か月以内	賦課課税方式

租税特別措置等の概要

- 法的根拠：税法の本則
- 定義：歳入の減少をもたらす特別な税金の免除
- 適用実態の報告：財務省（BMF Referat L C 3 (Öffentlichkeitsarbeit)）が報告

2-3.イギリスにおける効果検証の仕組み (オンライン調査より)

イギリスでは、各省庁が主体となって、Green BookやMagenta Bookに基づき事前評価・事後評価が実施されている



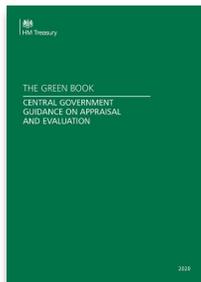
政策立案・政策評価制度

政策立案・評価制度の概要

- 日本の政策評価法に相当する基本法は制定されていない。歳出見直し（Spending Review: SR）と各省庁による成果達成プラン（Outcome Delivery Plans: ODP）を軸とした業務管理（Performance Management）型の政策運営体制となっている。この枠組みでは、各省庁の成果達成プラン（ODP）で設定された優先目標とそれらの進捗評価（モニタリング）、報告が実施され、歳出見直し（SR）に反映される
- 政府（財務省）は「歳出見直し（SR）」を実施し、それを踏まえた議定費歳出予算法案を議会に提出（4月）、議会での審議を経て最終的に議定費歳出予算法が成立（7月）する
- また、各省庁に設置されている常任委員会においても、省庁は政策に関するエビデンスを示す必要があり、政府の支出の適正を検査する独立した議会組織のNAO（会計検査院）も政策評価の質を評価、発表し、エビデンスの質を監視している

政策立案（Appraisal/事前評価）

事前評価は、財務省が各府省の予算査定に用いるための制度や様式を整備しており、重視されているが、因果関係を示す「エビデンス」というよりは費用便益分析の結果等の広義の「エビデンス」が主に活用されている。財務省は実施方法を示すガイドブック「Green Book」を発行しており、これに基づいて事前評価が実施されている



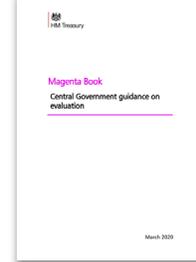
Green Book

「規制」は、内容や様式が規定されている「Impact Assessment」という評価の実施が求められる。これらは各省庁に設置されているBetter Regulation Unitやビジネス・貿易省の一部門であるBetter Regulation Executive等により点検される

「予算執行」は、戦略、経済、商業、財務、管理の側面から取りまとめる「Business Case」の策定が義務付けられている。施策レベルと事業レベルに分類され、策定手順は財務省のガイドラインで規定される

政策評価（Evaluation/事後評価）

事後評価は事前評価と異なり、すべての施策では実施されず、因果関係を測定するインパクト評価などの「エビデンス」を整備することも制度化はされていない。しかし、事後評価を強化する方向性は示されており、財務省がガイドライン「Magenta Book」を発行しており、インパクト評価を重視した内容となっている



Magenta Book

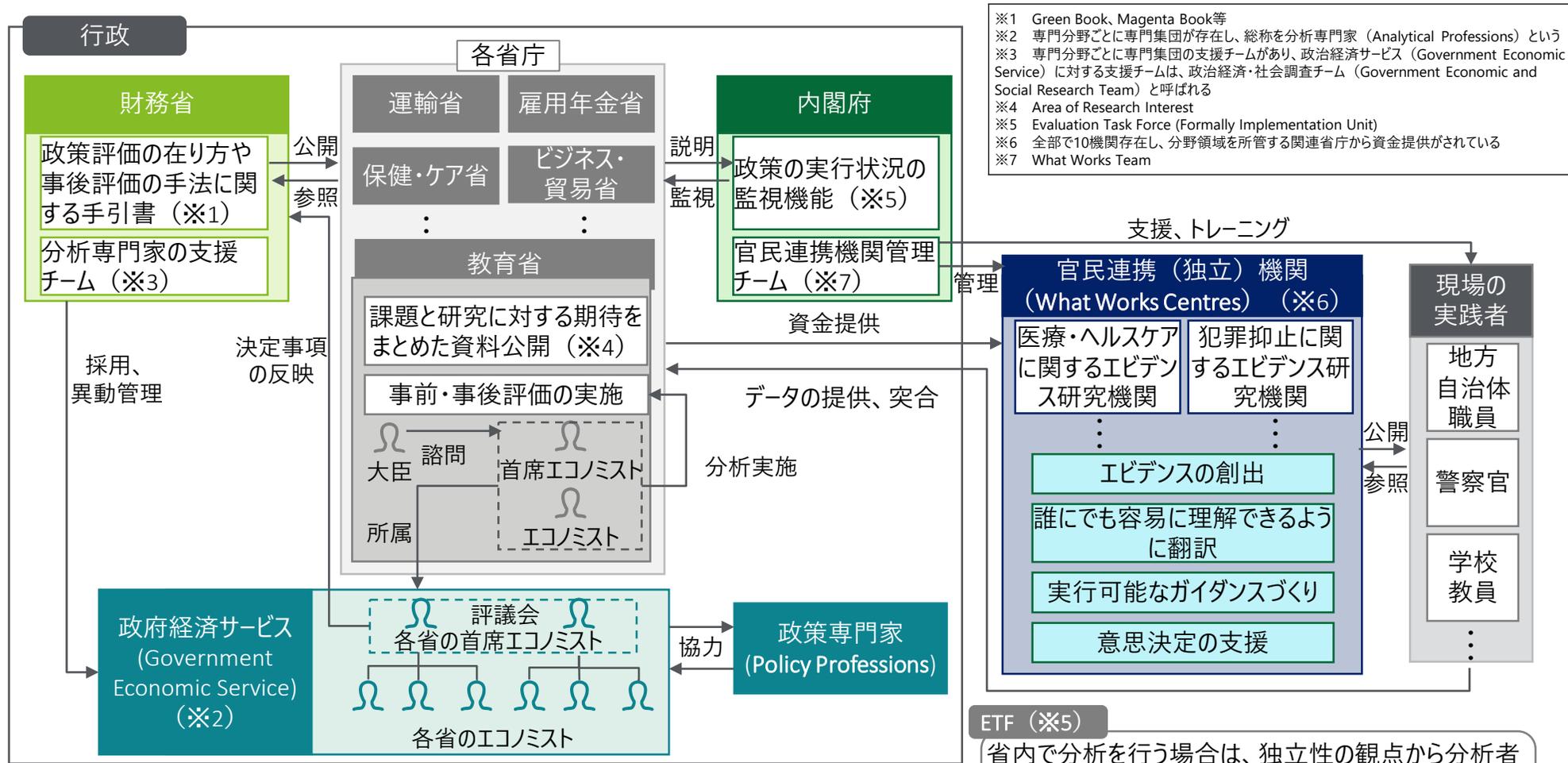
「規制」の評価は事前評価と同様に「Impact Assessment」制度における評価が規定されているが、指標のモニタリング等も含まれ、因果関係の「エビデンス」は義務付けられていない

「予算執行」では明確な制度はなく、説明責任としてODPで設定した業績指標をモニタリングして実績を公表するにとどまっている。しかし、SRや議会で指摘を受けた際の対応として、特定の重要政策に関しては各省庁が独自に評価を行っている

政府内に約3万名規模の分析専門家を抱えているほか、独立した官民連携機関（What Works Centres）がEBPM推進に資するエビデンスの中立性や信頼性を担保している



効果検証体制、職員育成



系統的レビューにより導き出したエビデンスをわかりやすく整理したツールキットを整備している



効果検証データベース

Education evidence > Teaching and Learning Toolkit

教育・学習分野のツールキット

An accessible summary of education evidence

Watch the Toolkit explainer | Read our guide to using the Toolkit

イギリス教育省の助成金で設立された組織である Education Endowment Foundation (EEF) は、「Teaching and Learning Toolkit」というツールで教育施策に関する研究成果（エビデンス）をもとに施策のコストやインパクトを数値化し、実務者・政治家の施策導入判断や教員の教育実践をサポートしている

実施費用、エビデンスの強さ、効果の持続期間（月）で検索できる

実施費用 | エビデンスの強さ | 効果（持続期間）

£ 0 100% | 0 100% | + 0 100%



Toolkit Strands	費用	エビデンスの強さ	効果
芸術活動への参加 Moderate impact for very low cost based on moderate evidence.	£ £ £ £ £	🔒 🔒 🔒 🔒 🔒	+3
将来の目標への介入 Unclear impact for very low cost based on insufficient evidence.	£ £ £ £ £	🔒 🔒 🔒 🔒 🔒	-
問題行動への介入 Moderate impact for low cost based on limited	£ £ £ £ £	🔒 🔒 🔒 🔒 🔒	+4

Behaviour interventions

Moderate impact for low cost based on limited evidence

Implementation cost: £ £ £ £ £ | Evidence strength: 🔒 🔒 🔒 🔒 🔒 | Impact (months): +4 months

What is it? | Key findings | How effective is the approach? | Behind the average | Closing the disadvantage gap | How could you implement | Technical Appendix

個々の研究のより詳しいサマリーとエビデンスをどの様に実務者が現場で実践できるかのTipsなどを示す

研究タイトルと内容の説明、実施費用、エビデンスの強さ、インパクトを示す

統計局のサイトから統計マイクロデータのアクセス申請が行えるが、アクセスには特別な許可が必要である



統計マイクロデータの利活用 (1/2)

安全な調査サービス

The Secure Research Service (SRS) is a globally recognised service that uses the Five Safes Framework, a set of principles adopted by secure labs to ensure safe use of our data. Find out what secure data we hold, what to expect when working on a research project and how to make their data available for research use.

統計局のトップページから遷移

安全な調査サービスについて

The Secure Research Service (SRS) gives accredited researchers secure access to de-identified, unpublished data in order to work on research projects for the public good.

認定調査員になるには

How to become an accredited researcher and ensure you have the training you need to access our data.

安全な調査データを見つけるには

Find out what secure data we hold and what it can be used for.

認定された調査プロジェクトに申し込む

Find out how to submit a research project application for accreditation.

アクセス方法とデータセキュリティ

How to access our service and data securely.

調査プロジェクトをサポートする

Planning your work and requesting clearances, ingests, and transfers from your project.

調査の卓越性とパートナーシップ

Showcasing excellence across the research community and collaborating with our partners.

統合されたデータサービス

An overview of the Integrated Data Service (IDS) and changes in the way data are made available for vital research and decision making in the UK.

プライバシーポリシー

How we use your personal data as providers of the Secure Research Service (SRS) and Accredited Researcher (AR) Scheme.

データアクセスに必要な特別な許可

下記5項目を満たす必要がある

1. 人材：研修を受けた認定研究者であること
2. プロジェクト：公共利益をもたらす倫理的な研究であると認められたプロジェクトであること
3. 設定：統計局が指定する通信技術システムを使用したリモート環境でアクセスすること
4. データ：使用するデータが匿名化されていること
5. 出力：出力結果からデータ主体が特定できないことをレビューを通じて確認すること

ETF

統計マイクロデータを申請する際には、リサーチプロジェクトの詳細、どのマイクロデータが必要か、なぜ必要か、を示す必要がある

近年ではAdministrative Data Research UKが創設されたことで、イギリス国内の行政データの検索が容易になった



統計マイクロデータの利活用 (2/2)

ADR UK Data Catalogue | Economic and Social Research Council

Visit the ADR UK Website | About the ADR UK Data Catalogue

Clear all
R&D X

提携先
テーマ
アクセス条件
地域
地域単位
ソース
頻度
所管

検索: 研究開発

Advanced Search Showing results: 1 to 4 of

All: 4 Terminology: 0 Data Standard: 0 Dataset: 4

企業の研究開発 - グレートブリテン
Office For National Statistics: Dataset
The purpose of the Business Enterprise Research and Development Survey is to provide estimates of businesses' expenditure and employment relating to research and development performed in Great Britain.
ONS Secure Research... keywords: Business, Employment, Expenditure, Innovation, Research and development

企業の研究開発 - 北アイルランド
Office For National Statistics: Dataset
Statistics on research and development performed by businesses in Northern Ireland
ONS Secure Research... keywords: Business, Employment, Expenditure, Innovation, Research and development

処方
Scottish Government keywords: medicinePrescribingPre...

企業の研究開発 - イギリス
ONS Secure Research... keywords: Capital, Environment, Expenditure, ADR, Climate and Sustainability

データの問い合わせ
データアクセス

問合せやデータ入手が可能

出所) <https://www.adruk.org/data-access/data-catalogue/>

イギリスの租税特別措置等は、その法的根拠に税法の本則及び別の租税根拠があり、その適用実態は歳入関税庁により報告されている



租税制度、法人税及び租税特別措置等の概要

租税制度の概要

- イギリスの租税体系は、国税を中心としており、地方行政は歳入援助交付金に大きく依存
代表的な国税・税目と税法：所得税[Income Tax Act 2007]、法人税[Corporation Tax Act 2009,2010]等
代表的な地方税・税目と税法：カウンスル税[Local Government Finance Act 1992]、ビジネス・レイツ[Local Government Finance Act 1988]等
- 行政機関：税制立案機関は、財務省（HM Treasury）で、税務執行機関は、歳入関税庁（HMRC）

法人税の概要

納税義務者	課税標準	法定税率	実効税率	課税期間	申告期限	納税期限	課税方式
有限会社等	その性質により区分された所得の合計額から一定の経費を差引いた金額	25%	25%	原則として会計年度と同一の12か月間	課税年度の末日から12か月以内	課税年度の末日から9か月と1日以内	申告納税方式

租税特別措置等の概要

- 法的根拠：税法の本則及び別の租税根拠
- 定義：経済的又は社会的な目的を達成すべく、政府が特定のグループ、活動、製品に働きかけるために使用する税金の軽減措置
- 適用実態の報告：歳入関税庁（HMRC）が報告

2-4.スウェーデンにおける効果検証の仕組み (オンライン調査より)

スウェーデンでは、各省庁が主体となって財政政策の枠組みに基づき事前評価・事後評価が実施されている



政策立案・政策評価制度

政策立案・評価制度の概要

- 日本の政策評価法に相当する基本法は制定されていない。各省庁の予算案は財務省が主導して調整されており、予算案の設計方法やプロセスについては財政政策の枠組み（fiscal policy framework）として整理されている
- 財政政策の枠組みにおいて、外部モニタリングとして予算政策目標をどの程度達成しているか、財政政策が長期的に持続可能かを確認する財務省管轄の財政政策審議会（Swedish Fiscal Policy Council）や、政府の業務を監査する会計検査院（National Audit Office）による政策評価が組み込まれている。中でも会計検査院の業績監査報告書について、政府は受け取ってから4カ月以内に講じる措置を国会に提出する必要がある
- 財政政策審議会は大学教員等の経済学有識者からなる6名の理事と経済学の知見を有する5名の事務局スタッフから構成される
- 法案を提出する前にいくつかの重要事項については特別調査官または委員会が任命され、その結果は報告書（The State's Public Investigations：SOU）として公開される

政策評価

- 各省の中で政策の執行機能と評価・分析機能は庁（Agency）単位で切り分けられており、各省が分析庁を擁している
- 2003年に設立された会計検査院は、議会の決定を基に政策や政府業務の効率性を約1年かけて調査し、報告書を政府へ提出する
- SOUは政府の公式報告であり、政府の指示に従って最長1年間調査が実施される。調査完了後は、必要に応じて関係当局や利害関係者の調査結果についての意見を取り入れつつ関係省庁は法案を作成する
- SOUについては、調査のミッションや結果が記載されたページが政府のWebサイト内に存在している。SOUのWebサイトではそれらのリンクに加えて、調査中の調査について特別調査官の名前や調査終了予定日が記載されている

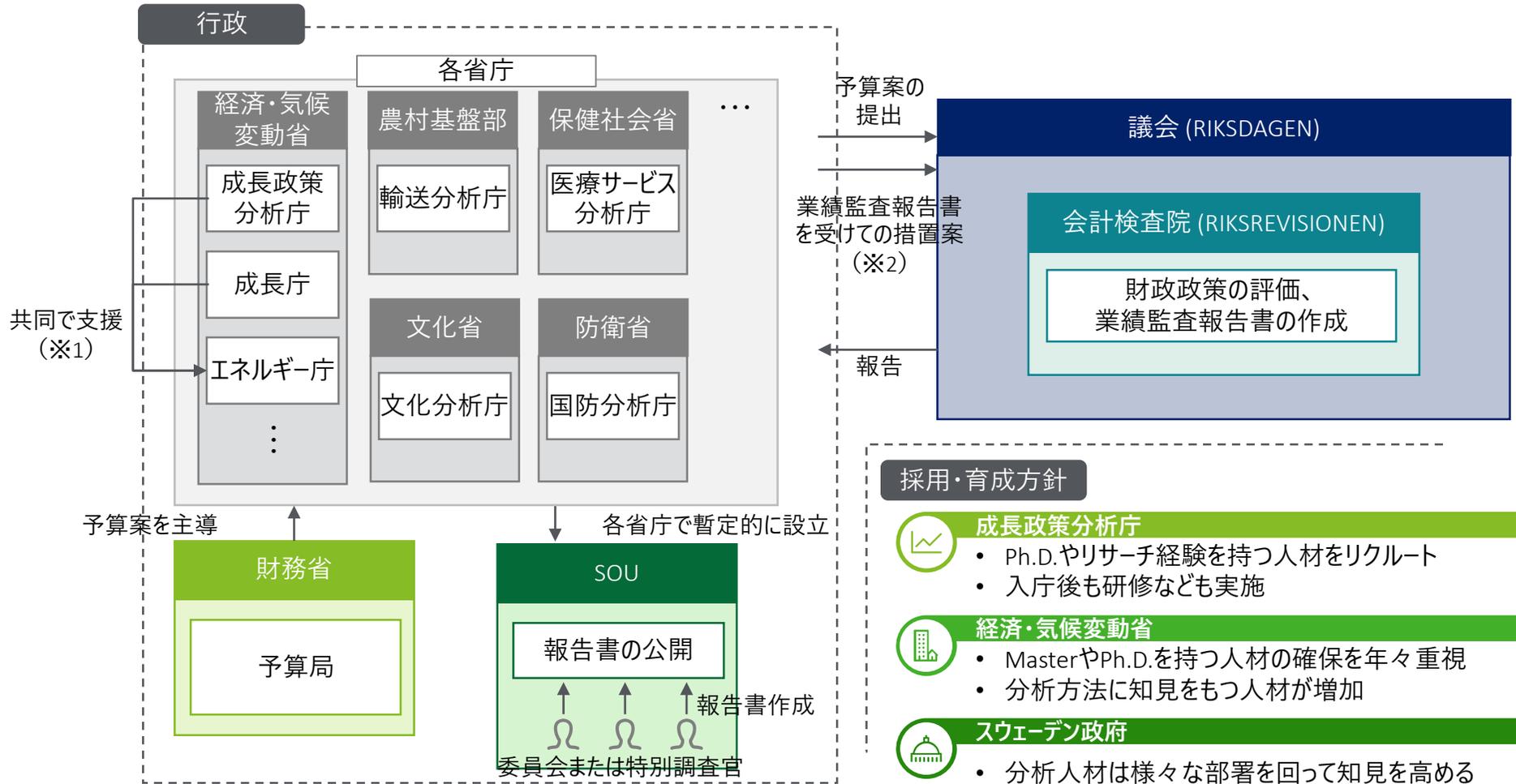
会計検査院およびSOUによる調査例

会計検査院	滞在許可取り消し制度の見直し
	国家交通インフラ計画の評価
SOU	研究開発を優遇する税制の調査
	法人による非営利活動への贈与に対する税制上の優遇措置の調査
	外国生まれの女性向けの雇用プログラムの見直し

各省の内部に分析庁が存在しており、各省の政策評価を担っている



効果検証体制、職員育成



出所) <https://www.government.se/>
<https://www.tillvaxtanalys.se/om-oss/regeringsuppdrag.html>
<https://www.sou.gov.se/pagaende-utredningar/finansdepartementet/>
 成長政策分析庁へのヒアリング結果を基にデロイトにて作成

※1 実証プラットフォーム「スマートシティ・スウェーデン」をサポート
 ※2 業績監査報告書受領後4か月以内に実施

統計局のサイト内からは統計マイクロデータだけでなく企業登録簿へもアクセスできる



統計マイクロデータの利活用 (1/2)

SCB Statistics Sweden

På svenska A-Z Press Contact us Search Search

Finding statistics **Services** Documentation Data collection About us Menu

8.0 % Unemployment rate (smoothed and seasonally adjusted) > October 2023

10 557 822 Population > September 2023

6.5 % 1.0 % 0.0 % 0.0 %

データと統計の注文

If the published statistics in the Statistical Database do not provide the information you need, you will find the services we offer for a fee. For example we can design customized surveys, tables or get access to microdata.

企業登録簿 (Statistics Business Register : SBR) や統計マイクロデータの利用申請が行える

Statistical database > Name search >

Statistical news

Publiceras vardagar 8.00

- > **Eight out of ten unaccompanied minors from 2015 are employed**
28 Nov 2023
- > **Residential care social workers with a higher vocational education degree leave residential care homes for young people**
28 Nov 2023
- > **Investments increased in the third quarter 2023**
27 Nov 2023
- > **The annual growth rate for mortgages continues to decline**
27 Nov 2023

企業登録簿

all legal persons. The Business Register is updated mainly with information from the Swedish National Tax Board, the Swedish Companies Registration Office and Statistics Sweden.

地域統計

subject areas with different kinds of geographic divisions.

統計表

adapted to your request. It is possible to combine data from several of Statistics Sweden's registers.

データ収集と調査

we can provide customized surveys according to the needs of our customers.

マイクロデータ

microdata on individuals and enterprises is covered by secrecy, but you can access anonymised microdata following a confidentiality assessment.

統計データの価格

here you will find general starting points for pricing.

The inflation rate according to CPI was 6.5 percent in

SBRは全ての企業が登録されており、商業利用が可能なデータベースである。また統計マイクロデータについてはオンラインでの利用環境が整備されている



統計マイクロデータの利活用 (2/2)

アクセス可能な個票

- スウェーデン国立庁の決定に従い、1963年からスウェーデン統計局は中央企業登録簿（Statistics Business Register：SBR）を保有している
- SBRにはスウェーデン内全ての企業が登録されており、企業リストを注文・購入すると実際の企業名や住所、従業員規模、売上高、輸出入先の国のグループなども閲覧可能である。またこれらの情報をマーケティング活動などに利用することもできる
- 統計マイクロデータの利用（有料）には研究計画書、変数リスト、倫理審査の承認（一部データの申請時のみ）が必要であり、申請に6か月以上かかる（政府機関であれば6か月、外部の場合は9-12か月）
- 申請許可後、統計マイクロデータはオンラインシステムMONA上で閲覧・分析可能となる

取得可能な変数

会社名または自然人/個人事業主/個人事業主の名前
自然人/個人事業主/個人事業主の会社(事業名)
住所
郵便番号
国内ダイヤル番号 + 電話番号
地域(01-70)、市区町村コードによる地域区分
従業員数に基づく規模クラス
創業日
同社がスウェーデンで登録した現地ユニットの数
自然人・個人事業主・個人事業主の登録法人数
企業固有のID番号または社会保障番号
会社の売上高（インターバル）
輸出入商品回転期間
事業所が輸出入を行った国のグループ

◀ SBRで取得可能な変数（例）

MONAホーム画面▶

MONAウェブ
利用規約、マイファイル、メタデータ他

リモートデスクトップ
MONAのデータにアクセスするためリモートデスクトップを開く

スウェーデンの租税特別措置等は、その法的根拠に税法の本則及び別の租税根拠があり、その適用実態は政府から議会に報告されている



租税制度、法人税及び租税特別措置等の概要

租税制度の概要

- スウェーデンの租税体系は、国税・地方税から成る
代表的な国税・税目と税法：付加価値税[Mervärdesskattelag]、所得税[Inkomstskattelag]等
代表的な地方税・税目と税法：コミュン税[Kommunalskattelag] *等
- 行政機関：税制立案機関は財務省で、税務執行機関は国税庁

法人税の概要

納税義務者	課税標準	法定税率	実効税率	課税期間	申告期限	納税期限	課税方式
株式会社等	会計上の利益に税務調整 (Skattemässiga justeringar) を行って算出	20.6%	20.6%	事業年度	決算月により異なる (4分類)	通知後90日以内**	申告納税方式

租税特別措置等の概要

- 法的根拠：税法の本則及び別の租税根拠
- 定義：「基準またはベンチマークと比較した、特定のグループ・カテゴリーにおける納税者の税負担の軽減」
- 適用実態の報告：政府が「租税支出の会計処理 (Redovisning av skatteutgifter)」レポートを毎年議会に提出

* 三菱ufjリサーチ&コンサルティング. 欧米主要国等における租税分野に対する会計検査に関する調査研究. 会計検査院, (参照 2024-01-16)

** 予納額と確定税額の差額の納付期限. 予納は毎月の分割払いで行われる

2-5.フランスにおける効果検証の仕組み (オンライン調査より)

フランスでは、各省庁が主体となって、General Secretariatのガイドラインに基づき事前評価が実施されている。事後評価については統一された実施主体・ガイドラインは存在しない



政策立案・政策評価制度

政策立案・評価制度の概要

- 事後評価については、複数の公的機関または民間機関によって実施されており、統一された実施主体は存在しない。2001年に制定された予算組織法（loi organique relative aux lois de finances : LOLF）に基づき、政策目的ごとの事後評価（設定された指標の達成度合いの測定）が実施されている。2008年の憲法改正（47条3項）によって、会計検査院（Cour des Comptes）の協力の下、事後評価の任務は議会にあると定められた。2023年度予算からは効率性を重視した事後評価の報告が毎年必須となり、2023年には各担当省庁で12件が実施された。一方で、2013年に設立された、首相直属の独立政策評価機関France Stratégieでは、予算とは別に独自で事後評価を行っており、事後評価の中心的存在になりつつある。
- なお、政策立案やそれに伴う事前評価は2009年に制定された組織法（loi organique）に基づき、各省庁が全ての政策を対象に実施することとされている
- 財政的な評価については、財務省や会計検査院も実施しており、議会や政府へ報告されている

政策評価

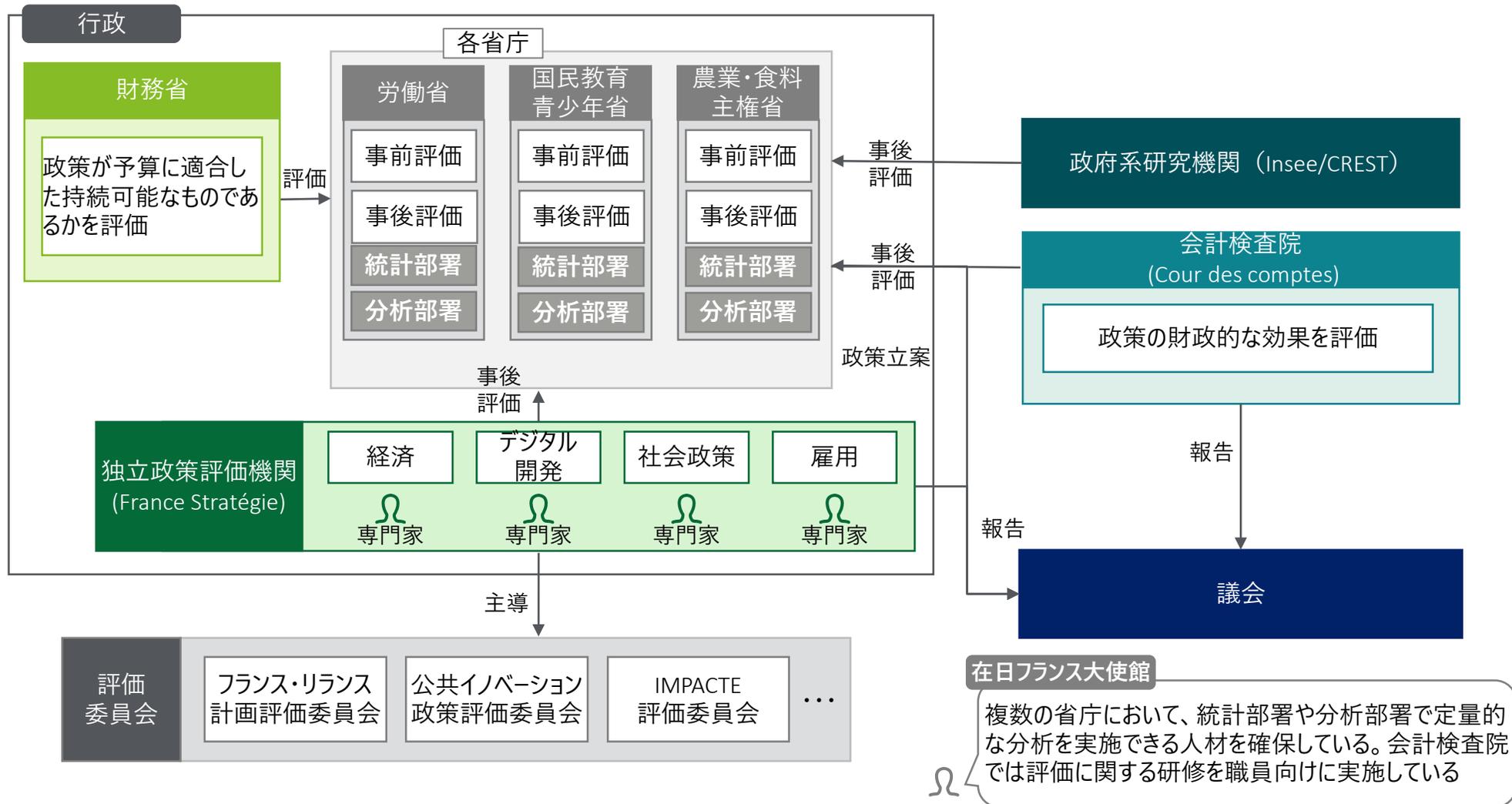
- 事前評価については、首相直属の政府事務総局（General Secretariat）が策定したガイドラインが存在し、海外の政策との比較、政策の必要性、目的、既存の欧州及びフランスの法律との整合性、財政・経済への影響、地方政府への影響、社会への影響、環境への影響、適用期間の適正に関する評価についてまとめている
- 事後評価を行っているFrance Stratégieは、経済・デジタル開発・社会政策・雇用の4つの部門から構成されており、政策テーマごとに評価委員会が組成されている

評価委員会例

評価委員会	個別評価
フランス・リランス計画評価委員会	復興計画のマクロ経済や気候への影響評価
	生産税削減の効果測定
公共イノベーション政策評価委員会	R&D税額控除の評価
	イノベーション支援の効果測定

会計検査院、省庁から独立した政策評価機関、各省庁と様々な機関により効果検証が行われており、会計検査院では事後評価に関する研修を職員向けに実施している

効果検証体制、職員育成



統計マイクロデータを利活用する際は、国立研究所、パリ工業大学などと連携しているデータアクセスセンター（CASD）を通じて申請・アクセスを行う

評価実施者

リモートアクセス用のSD-BOXがあれば、欧州のどこでもアクセスが可能となる

統計マイクロデータの利活用

CASD, Secure Data Access Center
— Making available secure processing of sensitive data for researchers and datascientists.

- < 統計マイクロデータのアクセス申請 >
- データはCASDのサイトでまとめられているが、統計マイクロデータのアクセスには、統計データの秘密保持を管轄しているStatistical Secrety Committee の許可が必要である
 - Statistical Secrety Committeeへのデータ申請に当たっては分析に参与する研究者全員の情報、使用するすべてのデータ、プロジェクトの詳細情報を提供する必要がある
 - 申請が通った後は、指紋登録を行い、データ利用法・IT関連についての研修が行われ、リモート環境でのアクセス用の端末であるSD-BOXが送られる。（指紋認証でアクセスが可能）

Hosted projects (1137)

View: All Projects | Projects on Health Data | Sort by: producer

国際貿易、テクノロジー、地域格差

フランス大都市圏における作物生産の類型

統計マイクロデータを用いて行われた研究を公開

Data used at CASD

テーマ	データ	データセット詳細	データセット	情報元	申請機関	
Characteristics of enterprises	Annual Statistics of Companies	FARE : Annual structural statistics of companies from the ESANE scheme FARE contains accounting information from tax returns aligned with information from the Annual Sectoral Survey.	376 125	2021, 2020, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014,	Insee Ministry of Finance (DGFiP)	Statistical Confidentiality Committee
Employment - Labour force	Annual Declaration of Social Data	BTS-Postes : All employees databases - job position data The All Employers Databases - job Position Data describe the job, individual characteristics of the employee, and certain information on the employer derived from the Registry of Companies and Establishments.	363 157	2021, 2020 - 1, 12ème, 2020, 2019 - 1, 12ème,	Insee	Statistical Confidentiality Committee
Characteristics of enterprises	Annual Statistics of Companies	FICUS : Annual structural statistics of companies from the SUSE scheme Data in the Annual Structural Statistics of Companies of the SUSE scheme is derived from tax returns obtained from the tax authorities, reorganised by INSEE, and contains income statement and balance sheet data.	335 117	2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000,	Insee Ministry of Finance (DGFiP)	Statistical Confidentiality Committee
Characteristics of enterprises	Annual Statistics of Companies	CEP : Outlines of profiled enterprises The Outline of Profiled Enterprises consists of groups, those companies which are relevant to...				

アクセス可能な統計マイクロデータを一覧化して表示

フランスの租税特別措置等の法的根拠は一般租税法典であり、その適用実態は予算局により報告されている



租税制度、法人税及び租税特別措置等の概要

租税制度の概要

- フランスの租税体系は、国税と地方税から成る
 - 代表的な国税・税目と税法：個人所得税、法人税、付加価値税[Code général des impôts]等
 - 代表的な地方税・税目と税法：固定資産税、住宅税、国土経済拠出金（CET）[Code général des impôts]]等
- 行政機関：税制立案機関は、経済・財務・産業・デジタル主権省で、税務執行機関は、公共財政総局（DGFiP）

法人税の概要

納税義務者	課税標準	法定税率	実効税率	課税期間	申告期限	納税期限	課税方式
公開有限責任会社、 株式有限責任組合、 パートナーシップ等	フランス国内で運営される事業 において生じた利益及び二重 課税に関する租税条約を考慮 に入れて決定	25%	25%	会計年度の 12か月間	会計年度が暦年どおり であれば翌年の5月1日 それ以外であれば会計 年度終了後3か月以内	申告期限と 同様	申告納税方式

租税特別措置等の概要

- 法的根拠：一般租税法典
- 定義：その実施によって国の歳入が失われ、納税者にとっては、基準、すなわちフランス税法の一般原則を適用した場合と比較して税負担が軽減される立法または規制条項
- 適用実態の報告：予算局が報告

3.調査対象国における効果検証事例

3-1.オランダにおける効果検証事例 (オンライン及び現地調査より)

2007年に創設されたオランダのイノベーションボックス税制は、2021年においては約14億ユーロ（約2,240億円）の適用実績がある租税特別措置等である



租税特別措置等の概要

本措置の概要

イノベーションボックス税制は、起業家による革新的な研究を奨励することを目的とし2007年に導入され、一定の知的財産から得られる所得に対して9%と通常よりも低い税率を適用する租税特別措置等である。

制度名	効果類型	効果	適用要件
イノベーションボックス税制	軽減税率	<p>適格IP*1（WBSO（研究者の人件費の一部を税額控除する制度）を活用したプロジェクトで生まれた特許権や、ソフトウェアの著作権等の知的財産）のライセンス所得、譲渡所得、製品の組み込み所得から計算される制度対象所得に対して、25.8%の法人税率ではなく、9%の実効税率が適用される</p> <p>（制度対象所得の計算方法） 制度対象所得 = 適格IPから生じる全所得 × （適格IP開発のための適格支出/適格IP開発のための支出総額）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ WBSOで定められている申告を行うこと ■ WBSO申請を行った研究開発プロジェクトによって対象となる以下の知的財産が取得されること（大規模納税者） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特許権(または特許を出願していること) ➢ 植物品種権(または植物品種権を申請していること) ➢ 新しい生物学的植物保護製品の開発 ➢ ソフトウェア ➢ 医薬品の販売承認 ➢ 技術革新を保護するための登録実用新案 ➢ オランダ特許庁による補足保護証明書

*1 IPは、Intellectual Propertyの略であり、適格IPは税法上規定された税額控除を算定する基礎として認められた知的財産を指す

参考) 円貨換算には、1ポンド=187円、1ユーロ=160円、1スウェーデン・クローネ=14円を使用した。
 日本銀行.”基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（令和6年3月中において適用）”

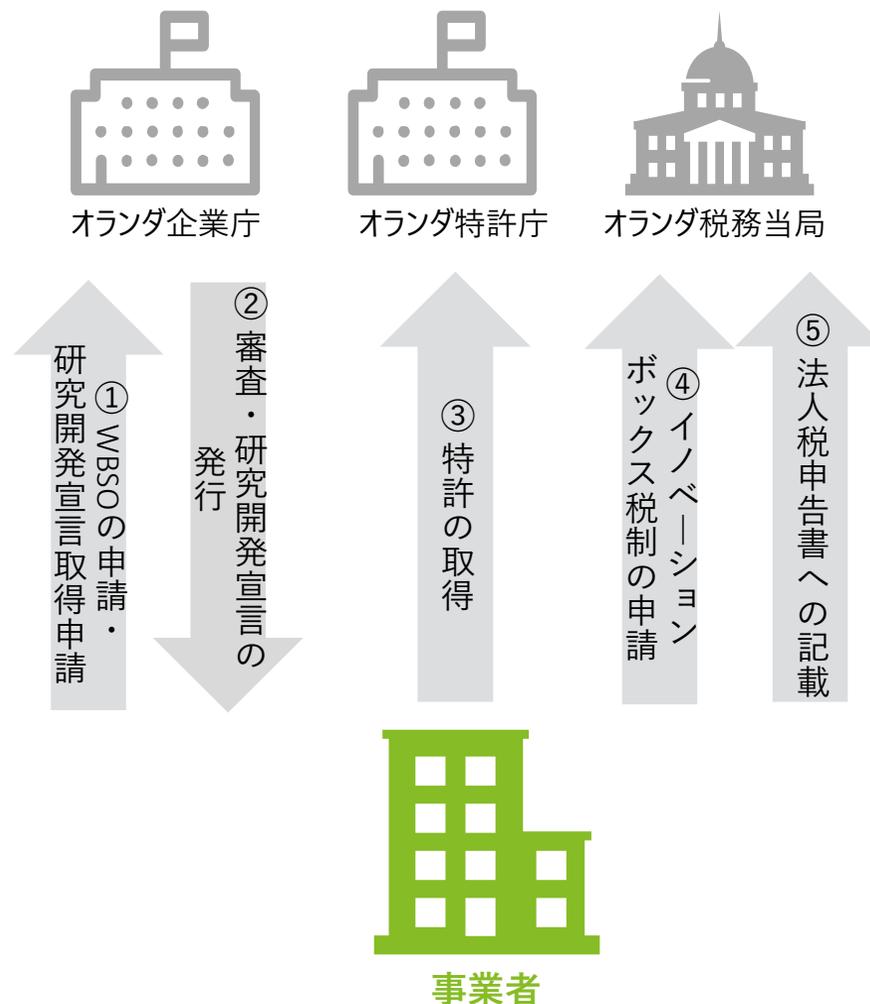
出所) <https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230731002/20230731002-1.pdf>
<https://www.tweedekamer.nl/downloads/document?id=2021D31833>

本措置は、「事前認証あり型」で、税務申告前に税務当局等に対しての申請が必要となる。また、特定の計算方法を採用する場合には、税務当局との合意が必要となる

租税特別措置等の手続きイメージ

事前認証あり型

手続	手続概要
① WBSOの申請・研究開発宣言（S&O verklaring）取得申請	本措置の適用にはWBSOの申請が必須であり、WBSOを適用した企業は、研究開発を自社が行った証明として、オランダ企業庁（RVO：The Netherlands Enterprise Agency）による研究開発宣言の取得が必要
② 審査・研究開発宣言の発行	オランダ企業庁は審査及び研究開発宣言の発行を行う
③ 特許またはライセンス等の無形資産の取得	大規模納税者の場合には、研究開発宣言に加えて、特許の取得等が必要となる。特許の場合は、特許庁への申請を行う
④ イノベーションボックス税制の申請	Belastingdienst（オランダ税務当局）に申請する。なお、多数の知財が製品に組み込まれる場合にピールオフ方式*1を採用する場合は、事前に税務当局との合意が必要である
⑤ 法人税申告書への記載	オンラインで、オランダ税務当局の申請ポータルを介して申告する。また、会計士や税理士のサービスを利用して、申告書を提出することも可能



*1 納税者の利払前・税引前利益（EBIT）を起点として、そのうち、知財由来の所得と認められる比率を乗じて得られた適格 EBITを算出し、さらに、マーケティング由来の利益相当分及び生産効率由来の利益相当分を控除した上で、これに納税者の利益に対する知財の貢献度合いを示す一定の割合を乗じることで、制度対象所得を計算する方法

出所) [How to use the innovation box in your vpb | Business.gov.nl](https://www.rijksfinancien.nl/belastingplan-memorie-van-toelichting/2017/d17e1783)
<https://www.rijksfinancien.nl/belastingplan-memorie-van-toelichting/2017/d17e1783>
<https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230731002/20230731002-1.pdf>

オランダのイノベーション促進政策は、経済的支援に留まらない複数の措置により構成されており、本措置は収益化段階を支援する措置という位置づけである

租税特別措置等が属する政策全体のパッケージ

イノベーション促進政策 政策パッケージの概要

オランダ政府は2019年に‘Groeistrategie voor Nederland op de lange termijn’（オランダの長期成長戦略）において、同国の6つの成長領域の一つとして“研究とイノベーションのエコシステムの強化”を設定しており、複数の補助金、租税特別措置等、金融支援等により企業のイノベーションを奨励している

政策手段 及び その分類等	インセンティブ			ディスインセンティブ	
	経済的		非経済的	非/経済的	
	補助金	租税特別措置等	金融支援措置	その他制度	
	<ul style="list-style-type: none"> 官民の連携による研究開発に対して補助金制度が存在する 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発段階と、研究開発から所得が生じる段階での優遇 	<ul style="list-style-type: none"> 研究段階や実行可能性調査について融資制度が設けられている 	<ul style="list-style-type: none"> イノベーションに関する情報提供や、政府による調達の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 標準化等の規範創設や規制の厳格化

各段階における個別政策事例（一部）

研究開発 及び 特許取得 段階	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発にかかる官民連携事業推進補助 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発賃金税控除 (WBSO) 	<ul style="list-style-type: none"> イノベーションクレジット Proof-of-concept Funding 	<ul style="list-style-type: none"> Netherlands Innovation Network 	<ul style="list-style-type: none"> 確認できず
事業化準備 及び 収益化 段階	<ul style="list-style-type: none"> 確認できず 	<ul style="list-style-type: none"> イノベーションボックス税制 (Innovation box) 	<ul style="list-style-type: none"> 確認できず 	<ul style="list-style-type: none"> SBIR (small business innovation competition) * 	<ul style="list-style-type: none"> 確認できず

出所) [Tax_Brochure_2023_Japanese.pdf \(investinholland.com\)](#)等のオランダ政府資料を基にデロイトにて作成

*最終的に政府が調達することを目的とした研究開発支援の制度であるが、初期段階で政府において資金援助がされている。

イノベーションボックス税制の効果検証事例は2015年と2023年の計2回実施されており、差の差分析による定量分析と、アンケート調査を基にした定性分析が組み合わされている

イノベーションボックス税制の効果検証（1/9）

事例の概要

- 経済・気候政策省と財務省は、innovatiebox（以下、イノベーションボックス税制）に関する効果検証を2回（2015年・2023年）実施している
- 2015年の効果検証では、2010～2012年の期間におけるイノベーションボックス税制の効果検証を実施し、経済・気候政策省と財務省の共同で検証結果を議会に報告している。本検証は、民間研究機関のDialogicや国連大学とマーストリヒト大学の研究機関であるUNU-MERITが実施したものである。計量分析による検証では、分析手法として主に差の差分析（複数期間モデル）が用いられている。検証の結果、イノベーションボックス税制は研究開発に要した時間数を有意に増加させていることから、企業の研究開発活動を促進している可能性が示されている
- 2023年の検証ではより範囲を広げ、2010～2019年の期間におけるイノベーションボックス税制の効果検証を実施し、同じく経済・気候政策省と財務省の共同で検証結果を議会に報告している。本検証は、アムステルダム大学によって創設され現在は独立した民間研究機関であるSEO EconomicsとDialogicが実施したものである。計量分析による検証では、引き続き差の差分析（複数期間モデル）が主な分析手法として用いられている。その結果、企業の立地選択や周囲の企業への波及効果などには影響を及ぼさない等、イノベーションボックス税制の研究開発への影響は限定的であるものの、研究開発に要した時間数への影響は依然としてであると示されている。また、定性分析ではイノベーションボックス税制は利用企業の満足度が高いことから効果的であると示されている

租特の目的と影響範囲

- イノベーションボックス税制は、企業が研究開発を行う際に、イノベーションを推進するために必要なリソースを確保できるよう設計された税制措置である。
- 本措置によってオランダのビジネス環境を刺激し、イノベーションを更に促進することが期待されている
- そのため、本検証ではイノベーションボックス税制による研究開発への影響とビジネス環境への影響に焦点を当てている

本検証では、WBSOの事前申請制度を利用して処置群と対照群を設定している

イノベーションボックス税制の効果検証（2/9）

アウトカム指標

- アウトカム指標を含むリサーチクエストは、省庁から事前に提示されるが、評価実施者の意見を踏まえて変更されることもある
- 2015年の時点では、イノベーションボックス税制を利用する企業は研究開発に要した時間を事前に登録する必要があったが、研究開発費用などは登録する必要が無くデータが存在しなかった

- 2015年の検証で設定されたアウトカム指標
 - ✓ 研究開発に要した時間数

評価実施者

時間数以外は把握不可能であった

- 2023年の分析では同じデータを用いているが、利用できるデータ項目が増加した

- 2023年の検証で設定されたアウトカム指標
 - ✓ 研究開発に要した時間数
 - ✓ 研究開発費用
 - ✓ 研究開発人件費
 - ✓ イノベーションによる売上
 - ✓ 周辺企業の研究開発活動への波及効果 等

経済・気候政策省

特に、波及効果に注目していた

分析体制（2023年）

- イノベーションボックス税制の検証は、財務省の予算で実施されたが、政策は経済・気候政策省の管轄のため、財務省と経済・気候政策省の両方が関与
- 評価実施者は7人体制
（Dialogic：4人、SEO Economics：3人）
- 経済・気候政策省は3人体制
（定量分析担当者、イノベーションボックス税制担当者、税制担当者）
- 財務省は3人体制
（計量経済学のバックグラウンドを持つ担当者、Tax Policy Analysis Unitの担当者、Strategic Analysis Unitの担当者）
- 予算は約160,000ユーロ（約2,560万円）
- 省庁側で事前にアウトカム指標まで設定し、評価実施者へ伝えることで期待値の認識を合わせようとした
- 評価の運営グループは独立した委員長・学者と財務省や関係省庁の職員から構成されており、独立性が保証されている
- 検証期間は全体で約1年（分析は8か月）を要した
- イノベーションボックス税制は大規模かつデータ処理が困難であったため、分析に非常に時間がかかった

評価実施者

簡易な評価であれば通常検証期間は4～5か月である

本検証では、WBSOの事前申請制度を利用して処置群と対照群を設定している

イノベーションボックス税制の効果検証 (3/9)

分析手法

【2015年・2023年での共通点】

- 計量分析の手法は差の差分分析が中心
- 下記の条件で処置群と対照群を設定
 - ✓ 処置群：WBSOを利用し、イノベーションボックス税制も利用した企業
 - ✓ 対照群：WBSOを利用したがイノベーションボックス税制は利用していない企業
- 税務当局が保持しているWBSOデータを基に処置群と対照群の特定を行った
- 他政策の影響を切り分けるため、利用可能なデータを使用して傾向スコアマッチングを実施した（例：利益、従業員数、設立年数、ターンオーバー（企業が特定の期間に販売から得た収益の総額））
- また、処置群と対照群の両方にWBSOを利用した企業を設定することで、WBSOによる効果を処置群・対照群間で打ち消し、WBSOの影響を取り除いている
- 自己選択バイアス（※）への対処方法として、初めて本措置を利用した年によって、サンプルを分けて推定している

【2023年の分析の改定】

- 2017年の改正によりイノベーションボックス税制の利用にはWBSOの利用が義務付けられているため、2023年の分析ではイノベーションボックス税制の適用企業は全てWBSOを利用している
- ※2015年の分析においては、WBSOを利用せずイノベーションボックス税制を適用した企業が一定存在し、それらの企業が処置群に含まれていない可能性がある

評価実施者

2023年の分析では特にデータ整理・作成に時間を要した

- 企業は支援を受けること、倒産や合併が起こること、会社形態が異なることが原因で、企業データは階層が存在しており複雑になっている
- データを取得するためには、集計前のデータにアクセスし、そこから必要なデータを自分たちで組み立てる必要がありそこに工数を要した
- 統計局で組み立てているデータはあるものの、集計で用いている階層の構造が本プロジェクトには適さなかったため使用しなかった

※自己選択バイアス：ここでは、もともと研究開発活動に積極的であった企業が、イノベーションボックス税制創設の初期段階で申請しやすいことを意味している

定量分析に加え、本分析ではインタビュー、オンラインアンケートを踏まえ、イノベーションボックス税制の効率性と有効性に関する定性的な情報をまとめている

評価実施者

2023年調査はメールアドレスが把握困難だったため、郵送にてアンケートを実施した

イノベーションボックス税制の効果検証 (4/9)

分析手法

●アンケート調査

	形式	送付先	質問概要	送付数	回答数	回答率
2015年	オンライン	WBSOとイノベーションボックス税制を利用した企業	研究開発の状況、イノベーションボックス税制利用によるR&D研究開発への影響、申請上の負担	2,000	508	25.4%
		WBSOは利用したがイノベーションボックス税制を利用しなかった企業	研究開発の状況、イノベーションボックス税制を利用しなかった理由	2,000	203	10.2%
2023年	郵送	WBSOとイノベーションボックス税制を利用した企業	研究開発の状況、イノベーションボックス税制利用によるR&D研究開発への影響、WBSO等他の施策と比較した際のイノベーションボックス税制の影響度、申請上の負担	2,000	222	11.1%
		WBSOは利用したがイノベーションボックス税制を利用しなかった企業	研究開発の状況、イノベーションボックス税制を利用しなかった理由	2,000	215	10.8%

●インタビュー調査

	対象者	インタビュー内容
2015年	財務省、経済・気候政策省、税務当局、会計事務所、利用企業等	イノベーションボックス税制の利点と欠点、研究開発投資への有効性や効率性、イノベーションボックス税制への意見等
2023年	財務省、税務当局、経済政策分析局、産業雇用者連盟、OECD、会計事務所、利用企業等	イノベーションボックス税制の利点と欠点、研究開発投資への有効性や効率性、生産性や雇用への影響、イノベーションボックス税制への意見等

2015年の検証では、WBSO時間（研究開発に要した時間数）についてイノベーションボックス税制の効果が確認された

イノベーションボックス税制の効果検証（5/9）

分析結果

● 差の差分析（複数期間モデル）による推定結果

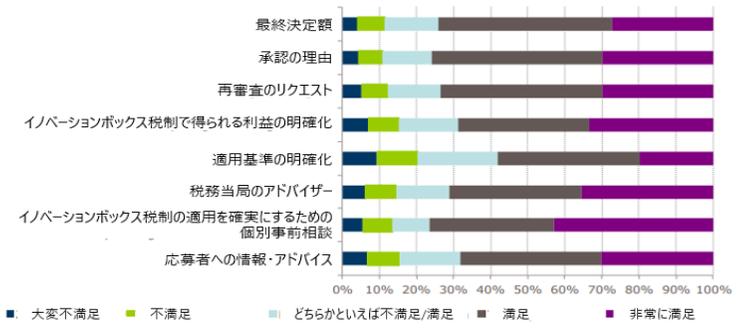
初めて利用した年	効果の測定年	推定結果
Generatie gebruikers	Jaar	
2008	2008	0.021 (0.055)
2008	2009	-0.002 (0.064)
2008	2010	0.002 (0.069)
2008	2011	0.052 (0.067)
2008	2012	0.118 (0.070 [*])
2008	2013	0.203 (0.075 ^{***})
2009	2009	0.112 (0.049 ^{***})
2009	2010	0.065 (0.055)
2009	2011	0.092 (0.067)
2009	2012	0.161 (0.067 ^{**})
2009	2013	0.179 (0.080 ^{**})
2010	2010	0.022 (0.032)
2010	2011	0.061 (0.038)
2010	2012	0.135 (0.042 ^{***})
2010	2013	0.208 (0.050 ^{***})
2011	2011	-0.000 (0.032)
2011	2012	0.063 (0.037 [*])
2011	2013	0.153 (0.039 ^{***})
2012	2012	0.121 (0.045 ^{***})
2012	2013	0.246 (0.051 ^{***})
2013	2013	0.137 (0.053 ^{***})

***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準で統計的に有意であることを表す
括弧内は標準偏差を表す



■ 分析結果の解釈

- ✓ 左表は、差の差分析の推定結果である。左から3列目の推定結果の列は、本措置を利用した企業と利用していない企業のWBSO時間数の差を表している。**初めて本措置を利用した年に関わらず、2012年以降は有意な差が認められる。その差は2013年で最も大きく、本措置を利用した企業の方が利用していない企業に比べて研究開発の時間数が多い。**（例えば、2008年に利用開始した企業は、利用していない企業に比べ、20%程高い）
- ✓ 右図は、推定結果をグラフ化したものである。縦軸が年間で費やした研究開発の時間数、横軸が年を表す。**初めて本措置を利用した年に関わらず、適用後に青線（適用企業）が緑線（非適用企業）を上回ることから、利用した企業の方が利用していない企業に比べて研究開発の時間数が増加していることが分かる**
- ✓ インタビューやアンケートを用いた定性分析では、イノベーションボックス税制の利用企業が高い満足度を示していた一方で、制度の複雑さが課題として挙げられていた



出所) dialogic「Evaluatie innovatiebox 2010-2012」を基にデロイトにて作成

2023年の検証ではより多くのアウトカムについてイノベーションボックス税制の効果を確認したが、効果は限定的であるという結果が確認された

イノベーションボックス税制の効果検証 (6/9)

分析結果

● 差の差分分析による推定結果

	対照群			
	WBSOの継続ユーザ ^(※)		WBSOのユーザ ^(※)	
	(1)	(2)	(3)	(4)
イノベーションボックス税制の効果	0,1137*** (0,0213)	0,1146*** (0,0212)	0,1670*** (0,0142)	0,1688*** (0,0149)
波及効果 (周辺のユーザ数)	0,0003 (0,0007)		0,0010 (0,0007)	
波及効果 (周辺のユーザダミー)		-0,0257 (0,0211)		-0,0121 (0,0145)
Control variables	Nee	Nee	Nee	Nee
Observations (N)	51.735	51.735	128.450	128.450
R-squared (Adj. R2)	0,87018	0,87018	0,80949	0,80946

※WBSOの継続ユーザ：検証期間を通してWBSOを利用しているユーザ

※WBSOユーザ：検証期間中一度でもWBSOを利用したユーザ（継続ユーザを含む）

■ 分析結果

- ✓ 2012年から2019年の期間における差の差分分析を行っている
- ✓ 効果検証の結果、約11～17%の研究開発費用への効果は認められたものの、企業の立地選択や周囲の企業への波及効果には影響が見られない等、**イノベーションボックス税制のイノベーションへの影響は限定的**と示されている
- ✓ 左図ではイノベーションボックス税制の研究開発費用への効果と、近隣にイノベーションボックス税制を利用している企業が存在することによる波及効果を推定したものであるが、イノベーションボックス税制の研究開発費用への効果は確認された一方で、周囲のイノベーションボックス税制利用企業数（もしくは利用企業が存在するかのダミー変数）による影響は確認できず、**波及効果については有意な影響が確認されていない**

経済・気候政策省

イノベーションボックス税制は外国の企業からより多く活用されているという結果が出たが、時間や予算の都合で深掘りできなかった

経済・気候政策省

イノベーションボックス税制による波及効果は確認されなかったが、利用したデータは特殊な定義にあてはまる部分だけを研究開発費用としており、効果が低く出ているのではないかと

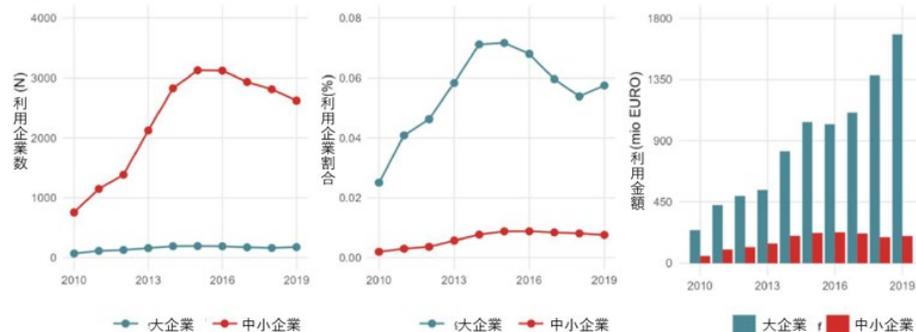
2023年の検証において、イノベーションボックス税制を利用しない企業の多くが事務の負担感が得られる控除額の恩恵に見合わないと考えていることが明らかとなった

イノベーションボックス税制の効果検証 (7/9)

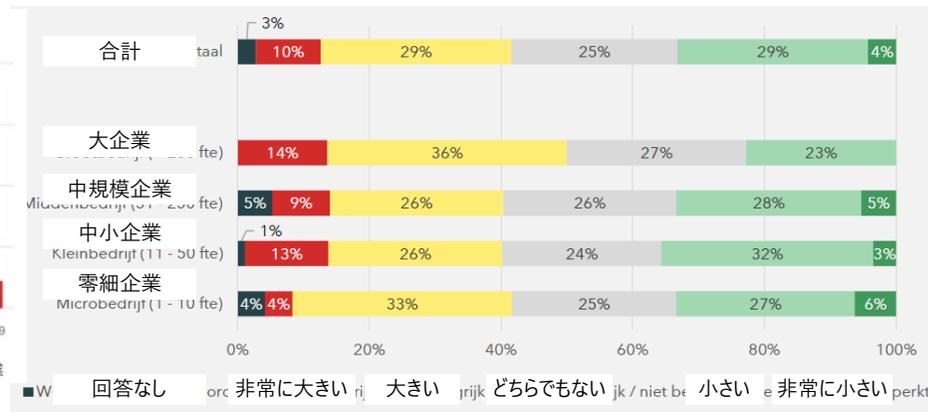
分析結果

●記述統計分析結果 (イノベーション利用企業数・割合の推移)

Figure 5.2 イノベーションボックス利用企業の推移

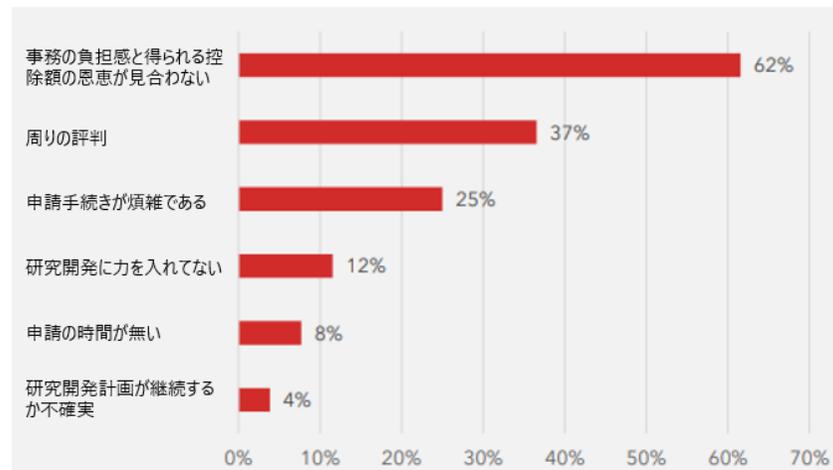


●アンケート結果 (イノベーションボックス税制を使う労力、使わない理由)



■分析結果

- ✓ イノベーションボックス税制の利用企業は依然として高い満足度を示していた一方で、元々の税率が低い中小企業では特に**事務の負担感が得られる控除額の恩恵に見合わないことでイノベーションボックス税制の利用企業が減少**していることが示された
- ✓ 上図の記述統計分析結果では、利用企業数と割合を大企業と中小企業で分けてプロットしているが、特に中小企業において利用企業数が2016年以降減少している
- ✓ 右上図では本租特を使う労力の大きさを尋ねたアンケート結果が集計されており、39%は労力が大きいと回答している
- ✓ 右下図では本租特を使わない理由を集計しているが、「事務の負担感が得られる控除額の恩恵に見合わない」が62%と最も高い



分析結果を受けて、財務省は政策改善に向けた勧告を検討している。ただし経済・気候政策省は、本検証ではデータの制約もあり正しく波及効果が確認できなかったと考えている

イノベーションボックス税制の効果検証（8/9）

分析結果に対する省庁の対応

- 2015年の結果を踏まえ実際にいくつかの政策変更が行われた
 - 大規模納税者と小規模納税者の適用基準の分離：大規模納税者と小規模納税者でイノベーションボックス税制を適用するための基準が分離した
 - WBSOの義務付け：すべてのイノベーションボックス税制適用者に対してWBSO申請が義務付けられた
 - 実効税率の段階的な引き上げ：2018年に5%から7%、2021年に7%から9%へと税率が引き上げられた
- 2023年の結果を受け、財務省では、特に事務の負担感と得られる控除額の恩恵が見合わないことから、イノベーションボックス税制の利用企業が減少していることに注目しており、評価結果に基づいた政策改善に向けた勧告を検討している最中である
- 経済・気候政策省では、イノベーションボックス税制による波及効果が確認できなかったことについてデータの制約が原因であると考えている

財務省

ネガティブな評価結果が出た場合、政策の改善等の行動が必要とRPEで決まっている。



オランダでは業務データを活用し、処置群・対照群の選定を行っている。また、アンケート調査を併用し、制度の必要性や課題点等を評価している

イノベーションボックス税制の効果検証（9/9）

日本への示唆

【処置群・対照群の設定方法】

- 本事例では、WBSOの事前申請制度を活用し、業務データで処置群を特定している。そのため、処置群のサンプルサイズが十分に存在しており、またアウトカムに有効な研究開発に要する時間や研究開発支出の変数も全ての処置群について偏りなく取得できている
- 対照群についてもWBSOのデータを利用しているため、処置群と同様の変数が取得可能である処置群・対照群ともにWBSOを利用している企業を対象としており、WBSOの効果を打ち消し合うことでWBSOの効果を政策効果から除去することができている

【定性的評価との併用】

- 制度の必要性や利点、課題点等についてはアンケート調査やインタビューといった定性的な情報を活用し、評価を行っている
- アンケート調査では、イノベーションボックス税制を利用した企業だけでなく、イノベーションボックス税制を利用していない企業に対しても調査を行い、イノベーションボックス税制の利点や欠点を明らかにしている（ただしどちらもWBSOを利用している企業に対して調査が実施された）。
- 2023年の効果検証では、個々の企業のメールアドレスが把握困難だったため郵送でのアンケート送付となっており、2015年と比較して回答率が低下している。このことから、電子メールなどでのアンケート送付を行うこと、また、予め回答率が低いことを見越してサンプルサイズを決定する（本検証では合計4,000件送付している）ことが望ましい

【評価期間】

- イノベーションボックス税制の分析は公開されたが、現在は同じSEAテーマであるWBSOの評価が実施されており、SEAテーマは4～7年の期間で実施される。このように政策全体の包括的な評価にはある程度の期間が必要である

【効果検証の体制】

- 効果検証体制について、財務省、経済・気候政策省、政策実施者（Dialogic・SEO Economics）の3者による強固な体制で実施されている。また、省庁側の担当者にもそれぞれ定量分析や計量経済学に精通した人材が配置されており、入札段階から省庁側でリサーチクエスチョンやアウトカムのイメージを持っている。また、評価実施者が出した分析結果やその示唆について、省庁側でのレビューや結果の要因について考察を行っている

評価実施者

評価実施者に対し、分析手法まで具体的な指定を行う省庁も存在する

3-2.ドイツにおける効果検証事例 (オンライン及び現地調査より)

ドイツでは、外部委託することによって分野横断（省庁横断）的に33件の租税特別措置等の評価を実施した



租税特別措置等の横断的な評価事例（1/8）

事例の概要

- 財務省は、2009年（第1弾。2007年から2009年にかけて実施）と2019年（第2弾。2017年から2019年にかけて実施）に省庁横断的な租特の評価を公表している。第1弾に当たる2009年の評価では、評価対象とした20件の租特のうち5件が「十分」、10件が「改正が必要」、残る5件が「廃止されるべき」と評価された。また、第2弾に当たる2019年の評価では、4つの研究機関に委託し、33件の租税特別措置等に対して、共通的な評価スキームを活用した総合評価を実施している
- 今回の調査で深掘りを行った第2弾の評価では、評価に際して5つの評価項目（①目的との関連性、②効果（有効性）、③持続可能性、④手段的適合性（目的を達成するために最良の手段であるか）、⑤透明性とモニタリング）を設定し、定量的なスコアを算出することによって、各措置の評価を実施している。評価の結果、評価対象とした33件のうち、23件の措置が「合格基準」に当たり、10件の措置については「改善の余地がある」とされた

財務省

法律上、効果検証の実施タイミングは定まっていない。一方で、国会の任期中に1度は租特の分析を実施することを目標としている

本事例の目的と対象範囲

- 財務省は2年に1度、助成金と租特に関する歳入・歳出の影響に関する補助金レポート（Subsidy Report）を発行することが義務付けられており、33件の租特の評価は補助金レポートの質を上げることを目的に実施されていた。また、ドイツでは古い租特が多く、明確な目的が設定されていないケースが多いことから、目的と関連性についても評価を行っている
- 第1弾に当たる2009年の評価では、補助金レポートに掲載されている最も租税支出が多い20件の租特が選定された。第2弾に当たる2019年の評価では、過去10年で1度も分析されていない租特のうち租税支出が大きいものと、その租特と内容が類似しているものを対象とすることによって、33件の租特の評価が実施された

財務省

2019年に評価結果を公表した33件の租特の選定に当たっては、前回2009年に選定した20件以外、すなわち過去に評価がなされていない租特のうち、租税支出が大きいものをまずは対象とし、加えて、対象となった租特と類似している租特も加えることで、結果的に33件の租特が対象となり、非常に大きなプロジェクトとなった。
また、連邦会計監査院においても、そのような租特が評価対象から漏れることを避けたいという考えがあった。

評価対象の33件の租特を、その税目や政策テーマの組合せで5つに分類すると、グループAの「エネルギー税及び電力税」が最も多く、グループCの「所得税：商業及び農業」が続く

租税特別措置等の横断的な評価事例 (2/8)



グループ	税目や政策テーマ	措置の件数
A	エネルギー税及び電力税	13件
B	自動車税	5件
C	所得税：商業及び農業	9件
D	所得税：住宅及び都市開発	5件
E	所得税：従業員持ち株	1件
合計		33件

グループAは特定産業に対するエネルギー税及び電力税、グループBは特定の車両に対する自動車税、グループC～Eは所得税に関する租特であり、主に「商業及び農業」といった特定産業や「住宅及び都市開発」といった特定の政策テーマに関するものである

租税特別措置等の横断的な評価事例 (3/8)



	税目	措置名		税目	措置名		
A	エネルギー税 及び電力税	農林業に対する優遇措置	C	所得 税：商 業及び農 業	農林業への優遇措置		
		受益設備で使用する場合のエネルギー税の優遇措置			指定建築物に対する使用価値課税に対する優遇措置		
		特定のプロセスや手続きに対するエネルギー税の優遇措置			土地・土壌からの撤退に対する非課税措置		
		企業向けエネルギー税の優遇措置			キャピタルゲイン関連の優遇措置		
		エネルギー税の優遇措置（ピーク均等化）			隠れた準備金の移転		
		電力税の優遇措置			再開発・開発施策の場合の隠れ積立金の移転		
		特定のプロセスや手続きに対する電力税の優遇措置			事業売却益に対する引当金		
		電力税の優遇措置（ピーク均等化）			株式売却益に対する引当金		
		港湾における荷役のためのエネルギー税の優遇措置			事業売却益に対する引当金		
		エネルギー製品 内航海運に対する優遇措置			D	所得 税：住 宅及び都 市開発	特定の社宅の賃貸価格の優遇
		公共交通機関に対するエネルギー税の優遇措置					再開発地域の家屋に対する追加控除額
		鉄道輸送に対する電力税の優遇措置					指定建築物に対する追加控除額
		ウォータークラフトに対する海岸電力供給の優遇措置					自己の居住関連の優遇措置
B	自動車税	トラクター、トレーラなどの登録車両に対する優遇措置	E	所得 税：従 業員持ち 株	従業員持ち株会で保有する株式関連の優遇措置		
		自動車用トレーラーに対する非課税					
		トレーラーに対する重量課税の軽減					
		トレーラーに対する最大税額の減額					
		大型商用車の最高税額の減額					

33件の租特の評価に当たっては、複数の専門家、時間、予算が効果検証を実施するうえで必要であった



租税特別措置等の横断的な評価事例（4/8）

分析体制

【体制】

- 財務省の委託事業として、ケルン大学FiFo公共経済研究所、ライプニッツ欧州経済研究センター（ZEW）、IfO研究所及びフ라운ホーファー応用情報技術研究所（FIT）の4つの研究機関が共同実施

評価実施者

政府の研究機関であるFraunhofer Instituteと組むことができ、Fraunhofer Instituteはマイクロ税金シミュレーションモデルを開発しており、税金収入に関する分析を実施していた。その他の分析に関しては、専門分野に応じて分析を分担した

財務省

政治的意図を介入させず、独立したアドバイスを求めているため外部機関に委託している

- 委託先の体制：政策評価実施者は4つの研究機関で合わせて15人体制（+FiFO公共経済研究所では15~20人ほどの学生スタッフが関与）
- 財務省の体制：税制部門（General tax policy unit）と各租特の専門部署（Concrete tax expenditure group）が関与

【期間】

- 効果検証の期間：全体で約2年を要した

1つの租特の効果検証の流れ（約1年）

財務省における分析方針の合意	約1か月
各省庁との調整と委託先の選定	約3か月
分析の実施	約7-8か月

評価実施者

各省庁との調整と委託先の選定は、当初の分析プランでは約3か月ほどを設けていたが、実際には3か月以上かかった

財務省

一つの租特を評価する場合、通常は800万円（5万ユーロ）から3,200万円（20万ユーロ）の間である。租特の件数が多くて長期間の場合は、1.6億円（100万ユーロ）までが予算として設けられている

【予算】

- 33租特の効果検証全体の予算は約1.6億円以下（約100万ユーロ以下）であった

33件の租特の評価に当たっては、共通的な評価スキームを設けて、4つの研究機関の間で綿密に議論して認識合わせをすることによって、適切な評価を目指した



租税特別措置等の横断的な評価事例 (5/8)

評価/分析手法

【評価項目について】

- 設定した評価項目のうち、①②③⑤はケルン大学FiFo公共経済研究所が複数の国を参考に設定した評価項目で、④は補助金ガイドラインに基づき財務省から指定された項目である

評価実施者

2002年に財務省から委託を受け、租特及び助成金に関する評価基準、成果に基づく予算配分、90年代の発展の国際的な事例をまとめた際に今回の評価項目を作成した。横断的な評価の事例はなかったことから、各国の様々な文献や報告書の要素を組み合わせ、評価項目を作り上げた

評価項目	評価基準
①目的との関連性	目的に対して、当該政策は経済的・社会的正当化の観点から適切であるか
②効果（有効性）	当該政策は、目的の達成に対して認識できるほどの貢献をしているか
③持続可能性	当該政策は、ドイツの持続可能性戦略に基づく各テーマ（例：貧困、健康、気候変動など）に影響を与えるか
④手段的適合性	当該政策は、目的を達成するために最良の手段であるか
⑤透明性とモニタリング	当該政策の内容は、一般に公開されているか。また、（第3者による）モニタリングが可能な状態であるか

【評価スコアについて】

- 5つの評価項目に対して、以下5段階の定量的なスコアを使用した上で、5つのスコアを均等に重み付けした合計スコアを算出している。合計スコアが1.00であれば「エクセレント」（Excellent）、0.75であれば「良好」（Good）、0.50であれば「十分」（Sufficient）、0.25であれば「不十分」（Weak）とされている

	Insufficient 不足	0,00	Not acceptable in any way
	Weak 不十分	0,25	Findings remain noticeably behind the expected; there is an urgent need for adaptation
	Sufficient 十分	0,50	Alike school grade "C", i.e. lowest passing grade.
	Good 良好	0,75	Good enough. No urgent need for improvement. But certainly room for improvement.
	Excellent エクセレント	1,00	Nothing can be improved here (details at most).

評価実施者

研究者間で議論しながら評価を行っていた。評価者個人による裁量の余地をいかに小さくするかを社内で議論し、評価基準に合うように分析を一部変更することもあった。また、他の研究機関とは論理的な部分について毎週議論を行っていた

【分析の手法】

- 分析手法としては、計量分析では主に回帰分析が使用されていたが、データが不足している租特もあり、定性分析に留まっているものもある

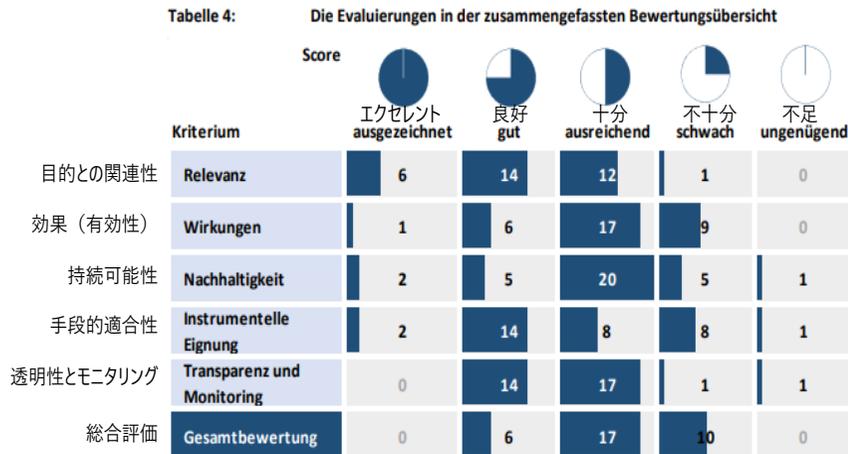
評価結果は、政策立案者にとってわかりやすいよう、円グラフで表現する等の工夫がされた上で公表されている



租税特別措置等の横断的な評価事例 (6/8)

評価結果

●2019年公表の評価の総合評価結果の概要



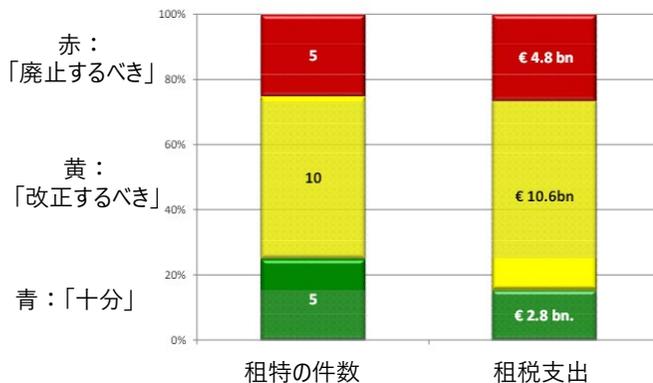
■ 評価結果の解釈

- ✓ 33件の租税特別措置等のうち、6件の措置等が「良好」、17件の措置等が「十分」とされ、合格基準に当たるとされた。一方で、10件の措置等が「不十分」とされている

評価実施者

他の政策の効果との切り分けについて、人手、時間、予算、データの制約から検討できなかった。他の政策の影響を考慮した定量分析は実施できなかったものの、同じような効果がある政策又は対照的な効果を持った政策が存在するかは確認している。一つの租特ではなく、同じ目的・目標を持った政策テーマの単位で分析を行うことも考えられる

●2009年公表の評価の総合評価結果の概要



■ 評価のまとめ

- ✓ 本評価ではスコアを円グラフで可視化することにより、「エクセレント」、「良好」、「十分」、「不十分」、「不足」と評価がより細分化され、国民・政策立案者にとってわかりやすいものとなっている

評価実施者

2009年公表の評価では信号機の形を用いて各税制の評価を行っており、単純明快なため、メディアの注目を集めた。一方で、評価区分の細分化が不十分という問題点であったため、政策立案担当者にとって参考となるように考慮して、今回のレポートの形となっている

分析結果を受けて、ドイツでは一部農業に関する租特の段階的な廃止が決定され、農業従事者による抗議活動など社会的影響もあった



租税特別措置等の横断的な評価事例 (7/8)

分析結果に対する省庁の対応

■ 分析結果の受け止め

- ✓ 担当省庁とは年に2~3回、プロジェクト期間の全体を通して計5~6回、評価結果に関する議論を行いながら実施された

財務省

財務省が実施する分析ではなく、独立した研究機関が行う客観的な分析であると伝え、担当省庁の協力を得た

■ 分析結果の活用

- ✓ 2009年、2019年のレポート発行時は、リーマンショックや新型コロナウイルスの影響により経済が後退し、政府は歳出増加する必要があったため、租特の見直しは行わなかった
- ✓ その後、2023年11月に、最高裁が新型コロナウイルス対策のために確保していた9兆6,000億円（600億ユーロ）の未使用政府予算を次期予算の気候変動対策に転用することは違憲と判断したことを受け、財務省は次期予算の見直しを行った
- ✓ その過程で、33件の分析結果を基に見直しを行い、議会にて、農業部門のディーゼル使用に対する軽減税率政策（グループA「農林業に対する優遇措置」）の3年間での段階的廃止及びトラクター免税（グループB「トラクター、トレーラーなどの登録車両に対する優遇措置」）の廃止が決定された
- ✓ しかし、トラクター免税の廃止については、ロビイストの反対や農業従事者による抗議活動もあって、中止された

	目的と関連性	効果 (有効性)	持続可能性	手段的適合性	透明性とモニタリング	総合評価
A 農林業に対する優遇措置	●	●	●	●	●	●
B トラクター、トレーラーなどの登録車両に対する優遇措置	●	●	●	●	●	●

評価実施者

トラクターはこれまで免税されていたことから課税されたことがなく、普通の車と同様のレートで課税するのか等と今後どのように課税するかがわからないことに気づき、ロビイストの反対もあって、トラクターの免税の廃止は中止された

見直しによる社会的影響

- 2023年11月から農業部門のディーゼル使用とトラクター税の2件の租特の見直しが議論され、農業産業のロビイスト活動により100名以上の農業従事者がトラクターによる抗議活動を行った結果、交通機関を麻痺させたと報道されている



33件の租特の評価に当たっては、政策立案者のわかりやすさを考慮した結果のまとめ方、持続可能性の評価、有識者との議論などが我が国への示唆となる



租税特別措置等の横断的な評価事例（8/8）

日本への示唆

- 第1弾（2009年公表）の分析では、信号機のように「赤」、「黄」、「青」と評価を分類したところ、それが単純明快でメディアの注目を受けた。メディアの注目は受けたものの、リーマンショックによる経済の後退により、政府は歳出を増やし、分析結果は活用されなかった。一方で、メディアの注目を受けることによって、その時の経済状況によっては、政策評価を踏まえた対応の必要性を世間が認識し、評価が活用されやすくなると考えられる。政策立案担当者にとってより参考にしやすいまとめ方としては、第2弾（2019年公表）の分析結果のような円グラフの整理もあり、これらはわかりやすく情報公開する際の参考となる
- 33件の租特の評価の例では、人手、時間、予算、データの制約から、他の政策の効果との切り分けまで考慮した分析は実施できていない。他の政策の効果との切り分けまでを考慮するには、相当な労力、予算が必要であり、データも整備されている必要がある。本事例では他の政策の効果の切り分けられてはいないものの、ドイツの他の研究機関では各政策の影響ではなく政策テーマで評価を行った事例があり、租特の効果のみを切り分けることが難しい場合は、同じ目的・目標を持った政策テーマの単位で分析を行う方法も考えられる
- 33件の租特の評価の例では4つの研究機関で話し合いながら進めており、財務省内でも特定の租特についての専門部署が関与しながら効果検証を実施していたことから、税の有識者、計量分析の有識者の両方が必要と考えられる
- ドイツでは国民の税金を効率的に使用していることを明確にするため、より租税支出が大きい租特を選定しており、すべての租特の効果検証を行わずとも、より租税支出が多いものを対象として効率的に効果検証を実施することが考えられる
- 33件の租特の評価では2年の期間と1億以上の予算で実施されており、複数の租特の効果検証となると専門家が分析を行っても相当な時間、労力、費用がかかる
- ドイツでは、33件の租特に対して「目的との関連性」「効果（有効性）」「持続可能性」「手段的適合性」「透明性とモニタリング」の5つの評価項目を設けた上で、評価が実施された。そのうち、「目的との関連性」「効果（有効性）」は一般的な視点であり、「手段的適合性」は我が国における租税特別措置等に係る政策評価の点検で類似の視点が考慮されており、「透明性とモニタリング」についても我が国では政策評価書の公表の義務づけなどの対応がとられている。一方で「持続可能性」は、我が国でも重要政策となっている持続可能性に関連する政策テーマにどのような影響を与えるかという視点は、政策評価の有効性を高められる可能性があり、今後における政策評価の設計時には考慮に含める余地がある

3-3.イギリスにおける効果検証事例 (オンライン調査より)

2000年に創設された「中小企業向けの研究開発税制」は、2020年度において42億ポンド（約7,854億円）の適用実績がある租税特別措置である



租税特別措置等の概要

制度名	効果類型	税務上の効果	適用要件
Research and Development (R&D) tax relief for small and medium-sized enterprises (中小企業向けの研究開発税制)	1. 所得控除 2. 税額控除	<p>1. 所得控除 適格研究開発費に186%を乗じた額を所得控除することができる</p> <p>2. 税額控除 1.の控除可能額又は1.を適用した後の欠損金額のいずれか少ない金額に10%を乗じた額を還付請求することができる ※欠損法人に限り適用が可能</p>	<p>■ 対象者要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 次の2つの要件を満たす中小企業 <ul style="list-style-type: none"> • 従業員数が500人未満 • 売上高が1億ユーロ（約160億円）未満又は総資産が8,600万ユーロ（約138億円）未満 ➢ 一定の関係会社がある場合は、当該関係会社を含めて要件の判定が行われる <p>■ 除外要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国内の他支援策による援助を750万ユーロ（約12億円）よりも多く受けている ➢ 中小企業減税以外の国の援助を受けているプロジェクトである <p>※援助を受けていない部分については適用できる可能性がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 委託先による研究である

出所) GOV.UK : [Research and Development \(R&D\) tax relief for small and medium-sized enterprises - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk/research-and-development-tax-relief)

参考) 円貨換算には、1ポンド=187円、1ユーロ=160円、1スウェーデン・クローネ=14円を使用した。
日本銀行“基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（令和6年3月中において適用）”

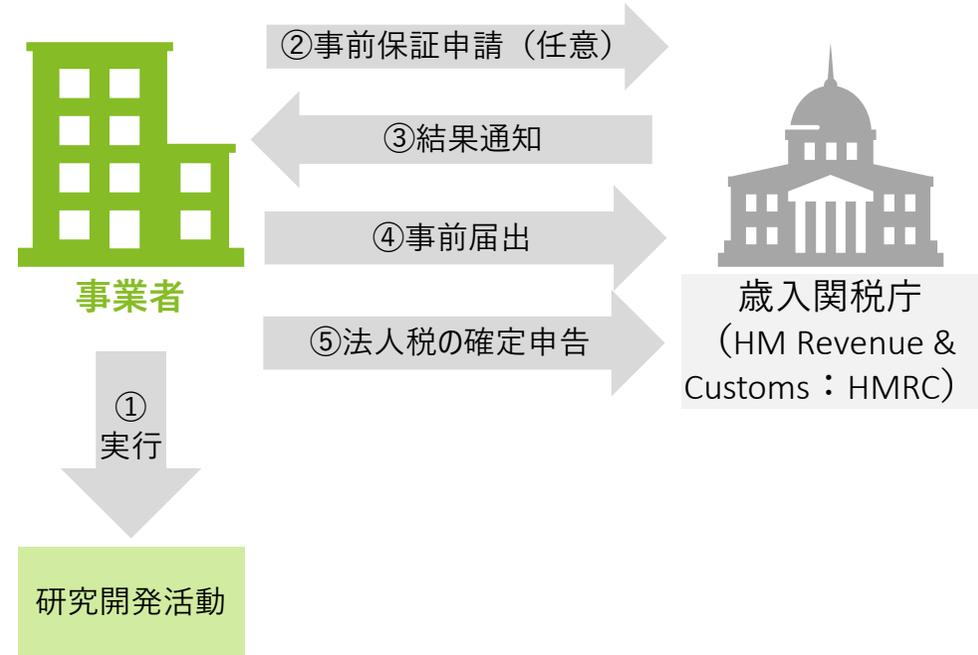
本措置は「事前認証なし型」で、研究開発の実行後に事前届出をした上で確定申告をして適用をする。また、任意で事前保証の手続きをすることが可能である



租税特別措置等の手続きイメージ

事前認証なし型

手続	手続概要
①研究開発の実行	HMRCが定める研究開発の定義を満たしている必要がある
②事前保証申請 (任意)	本税制を初めて利用する事業者は、HMRCに事前保証申請をすることで、税制が確実に適用されることを保証される
③結果通知 (上記②に対して)	HMRCから事前保証の可否につき結果通知が行われる
④ (租税特別措置等の適用に際して) 事前届出	本税制を初めて適用する場合、又は前回適用時から3年経過している場合、確定申告前にかじめHMRCに対し事前に届出をする必要がある。また、2023年8月8日以降に本税制を適用する事業者は、事前に詳細情報 ^{*1} を記載した書類を提出しなければならない
⑤法人税の確定申告	事業年度の終了から2年以内に法人税確定申告/修正申告書上において、本税制の適用を申告しなければならない



*1 適格費用の詳細、プロジェクトの対象となる科学・技術分野、科学・技術の当時のベースライン、プロジェクトにおいて達成しようとした成果、プロジェクトの不確実性とその克服方法、適用する税制などを記載する必要がある。

イギリスのイノベーション促進政策は充実した政策パッケージとなっており、その中でも本税制は研究開発段階において中小企業を支援する措置という位置づけである



租税特別措置等が属する政策全体のパッケージ

イノベーション促進政策 政策パッケージの概要

- イギリスでは、企業総数560万社のうち中小企業が99.9%、また雇用者総数1,670万人のうち中小企業の雇用者が61%を占めていることから、中小企業の活性化が経済にとって重要な意義を持つ。したがって、中小企業を対象とした複数の租税特別措置等をはじめ金融支援措置等の支援策を多く用意して、中小企業の活性化を後押ししている。また、研究開発から収益化まで中長期的な支援をする準備がされている。

政策手段 及び その分類等	インセンティブ			ディスインセンティブ	
	経済的		非経済的	非/経済的	
	補助金	租税特別措置等	金融支援措置	その他制度	
	<ul style="list-style-type: none"> 主に特定開発プロジェクトに対する直接給付 	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い事業者支援を目的とした間接給付 	<ul style="list-style-type: none"> 貸付利子の優遇や債務保証による支援 	<ul style="list-style-type: none"> 規制・法律関連手続き等の緩和による支援 	<ul style="list-style-type: none"> 標準化等の規範創設や規制の厳格化

各段階における個別政策事例（一部）

研究開発 及び 特許取得 段階	選定された租特				
	補助金	租税特別措置等	金融支援措置	その他制度	
研究開発 及び 特許取得 段階	<ul style="list-style-type: none"> Innovation funding 	<ul style="list-style-type: none"> R&D tax relief for SMEs (中小企業向けの研究開発税制) 	<ul style="list-style-type: none"> Innovation Funding 	<ul style="list-style-type: none"> 確認できず 	<ul style="list-style-type: none"> 競争避止義務への規制 (法制化は未了)
事業化準備 及び 収益化 段階	<ul style="list-style-type: none"> Innovation funding 	<ul style="list-style-type: none"> Enhanced Capital Allowance: ECA (強化資本手当) UK Freeport パテントボックス 	<ul style="list-style-type: none"> Start Up Loans 	<ul style="list-style-type: none"> Innovator Founder VISA Digital sandbox 	<ul style="list-style-type: none"> 確認できず

出所) 経済産業省産業技術環境局委託調査, 令和3年度産業技術調査事業に係る調査報告書, https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000385.pdfを基に最新の関連法規や公開情報を確認してデロイトにて作成

R&D tax relief for SMEsの効果検証事例では、3つのアプローチで政策効果を評価している



R&D tax relief for SMEsの効果検証 (1/4)

分析の概要

- HMRCは、R&D tax relief for SMEs（中小企業向けの研究開発税制）の効果検証を実施し、その効果検証結果を取りまとめた報告書を公表している
- 本検証において、本措置によって研究開発支出や売上高への効果が存在することを確認された。ただし、改正による研究開発支出の比例性や租特であることの適切性については課題が存在すると結論付けられている
- 分析のアプローチは以下の3つに分けられる

1 直接的な影響

- 制度利用状況の把握
- 政策改正が研究開発支出に与える直接的な影響の検証

2 間接的な影響

- 研究開発支出が業績に与える間接的な影響の検証

3 制度の妥当性

- 研究開発税制の比例性と適切性の把握

※「比例性」とはより低い税額控除率で同様の結果が達成できないか検証すること、「適切性」とはより適切な他の支援手段がないか検証することを行う

租特の目的と影響範囲

- 中小企業向けの研究開発税制は、中小企業の研究開発支出の増加を奨励することで、中小企業のイノベーションを促進させようとしている
- 本措置により、研究開発の活発化だけでなく企業の生産性の向上が期待される
- また、同業種・同地域の企業への波及効果も想定される

ETF

本措置の施行には欧州委員会の承認が必要。そのため、欧州委員会の基準を満たすよう、どのような影響を確認するかについてはHMRCからあらかじめ指定があった

アウトカム指標

- 欧州委員会では分析のフレームワークが整理されており、そのフレームワークに従って分析を実施
- 設定されたアウトカム指標（直接的な影響）
 - ✓ ユーザーのコスト弾力性（研究開発活動の資金調達コストが変化することによって、研究開発支出がどの程度変化するか）
 - ✓ 追加効果（制度の利用によって追加された研究開発費）
- 設定されたアウトカム指標（間接的な影響）
 - ✓ 翌年の事業売上

本措置について、結果を理解しやすいOLS（最小二乗法）や固定効果モデルで影響を確認している。またアンケート調査で公的統計にないデータを作成し、定量評価を実施している



R&D tax relief for SMEsの効果検証（2/4）

分析手法

① 直接的な影響

- 制度利用状況を把握するため、時系列で企業数、適用額、研究開発支出をプロットしている
- 下記の分析手法を用いて、政策変更がユーザ資金調達コストに与える直接的な影響を推定している
 - OLS（最小二乗法）
 - 固定効果モデル
 - Arellano-Bond推定法

- 他政策への影響除去のため、固定効果モデルにて影響を分析できないその他の変数をコントロールしている
- 設定された処置群/対照群
 - ✓ 処置群：本措置を適用した企業
 - ✓ 対照群：傾向スコアマッチングにて選定された、処置群と類似した企業

② 間接的な影響

- 知的財産保護の利用や売上高について租特利用者と非利用者との比較を行っている
- 市場の歪みを把握するため、制度利用者の企業年齢や所在地、市場シェアの分布を確認している
- 研究開発支出が売上高へ及ぼす波及効果については生産関数アプローチにて推定を行っている

ETF

DIDではなくOLSを用いると、統計に詳しくない政治家や官僚にも分析結果が理解されやすい*。ただし、OLSでは因果の逆転を捉えられないため、固定効果モデルやArellano-Bond推定法も併用して分析を実施した

*：OLSは統計学において基本的かつ有名な手法であり、モデルや結果の説明が容易であるためと考えられる

③ 制度の妥当性（比例性・適切性）

- 本検証では、**租特利用企業（800名）と非利用企業（400名）に対してアンケート調査から取得したデータを用いた定量評価**が行われている

ETF

アンケート調査前に何度か連絡したり、歳入庁から手紙を送ってアンケートの正当性を示したりすることで回収率を高める工夫をしている

インタビュー	インタビュー内容
非利用企業	<ul style="list-style-type: none">➢ 研究開発の目的は何か➢ 研究開発はイギリス国内で行っているか➢ 本租特を認知しているか
利用企業	<ul style="list-style-type: none">➢ 研究開発の目的は何か➢ 研究開発はイギリス国内で行っているか➢ 本租特の控除率が増減すると研究開発支出額を変化させるか➢ 本租特が補助金制度に変更されると研究開発支出額を変化させるか

出所) HMRC「Evaluation of the Research and Development Tax Relief for Small and Medium-sized Enterprises」, London Economics 評価実施者へのヒアリング結果を基にデロイトにて作成

OLS・固定効果モデル・Arellano-Bond推定法のいずれの分析手法においても、本措置によって企業の研究開発費調達コストを下げることで研究開発費が増加することが示された



R&D tax relief for SMEsの効果検証 (3/4)

分析結果 (一部抜粋)

① 直接的な影響

- ユーザーコストの弾力性（研究開発活動の資金調達コストが変化することによって、研究開発支出がどの程度変化するか）については、例えばArellano-Bond法^{*1}による推定結果では資金調達コストが1%減少した際に研究開発費が0.5~1.04%増加する傾向を示している。つまり、租特を活用して調達コストを下げることで研究開発費が増加する効果が確認された
- また追加性（租特によって税収が減少する代わりに、研究開発支出がどの程度変化するか）については、通常の控除請求を行った者については税収が1ポンド減るごとに研究開発費が0.75~1.28ポンド増加することが確認された

	OLS	固定効果モデル	Arellano-Bond推定法
User cost at mean value	Ordinary Least Squares (OLS)	Fixed Effects (FE)	Arellano-Bond (A-B)
下限	-1.03***	-0.11*	-0.50
上限	-1.64***	-0.16***	-1.04**
		Arellano-Bond推定法で推定したユーザーコスト弾力性の下限値 (-0.5)	Arellano-Bond推定法で推定したユーザーコスト弾力性の上限値 (-1.04)
通常の控除請求 ^{*2}		0.75	1.28
クレジットの控除請求 ^{*2}		0.60	1.00

② 間接的な影響

- 翌年の事業売上について、研究開発支出が1%増加することで実施企業の売上高が0.021%増加することが示された。つまり、租特の適用によって研究開発支出が増加し、翌年の事業売上に対しても間接的にプラスの影響を与えている

Type of business	間接的な影響 (翌年の事業売上高)		
	Indirect impact	Regional spillovers	Sectoral spillovers
研究開発実施企業	0.021***	0.052***	-0.011*
研究開発非実施企業	N/A	0.042***	0.006***

* : 一般化モーメント法 (GMM:generalized method of moments) に基づくダイナミックパネルデータモデルの1つ

^{*2} : 「通常の控除請求」とは税負担を軽減させるいわゆる控除請求を、「クレジットの控除請求」は欠損法人について適用可能な還付請求を指す

出所) HMRC「Evaluation of the Research and Development Tax Relief for Small and Medium-sized Enterprises」, London Economics評価実施者へのヒアリング結果を基にデロイトにて作成

本検証事例では、租特の妥当性についてアンケート調査をベースとした評価を実施しているが、本措置を適用していない企業に対しても調査・比較を行うことで説得力を高めている



R&D tax relief for SMEsの効果検証 (4/4)

分析結果 (一部抜粋)

③ 制度の妥当性 (比例性と適切性)

■ 比例性 (控除額が増加するほど研究開発支出が増加するか) について、直近の改定で控除率が10%引き上げられた場合について76%の回答者が「変更しない」と答えており、直近の改正での控除率変更による比例性は小さいと判断される

■ 適切性 (目的達成のために本措置が適切か) について、56%の回答者が補助金制度へ変更されても研究開発支出は変更しないと回答しており、本措置は研究開発支出を促進させるために一定適切な制度であると考えられる

■ ただし39%の回答者は補助金制度によって研究開発支出を増やすと回答しており、十分適切な制度とは結論付けられていない

本措置の控除率に変更された場合

	控除率10%増加： 研究開発支出を 変更しない	控除率10%増加： 研究開発支出を 増加させる	Total
控除率が10%減少：研究 開発支出を変更しない	71%	13%	85%
控除率が10%減少：研究 開発支出を減少させる	4%	11%	15%
Total	76%	24%	100%

本措置が租特ではなく補助金制度へ変更された場合

Actual use of grants or subsidies	支出は変えない	支出を増やす	支出を減らす
現在補助金を非利用	57%	39%	5%
現在補助金を利用	52%	46%	2%
Total	56%	39%	5%

日本への示唆

- 租特の妥当性 (比例性・適切性) については、マイクロデータを用いた高度なアプローチではなく、アンケート調査をベースとした簡単な定量評価をおこなっている。また、アンケート調査は本措置を適用した企業だけでなく、研究開発を実施したが本措置を適用しなかった企業やそもそも研究開発を実施しなかった企業に対しても実施されており、そうすることでより説得力が高いデータソースとなっている
- 租特の影響については、歳入庁から租特を利用した企業のリストを入手し、処置群を特定することによって分析が行われた。このように租特を適用した企業の情報にアクセスできることで、より信頼性の高い分析結果が期待できる

3-4.スウェーデンにおける効果検証事例 (オンライン調査より)

スウェーデンではエンジェル税制による投資家控除で、650,000スウェーデン・クローナ（約910万円）を上限として、投資額の50%を所得控除することができる



租税特別措置等の概要

制度名	効果類型	税務上の効果	適用要件
投資家控除 (Investeraravdrag)	所得控除	<ul style="list-style-type: none"> ■ 投資額×50%の所得控除 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ただし控除額は年間 650,000 スウェーデン・クローナ（約900万円）が上限となる ➢ 取得年度から5年以内に売却した場合は、売却年度において控除額の戻し入れが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 投資家の要件 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 租税条約によりキャピタルゲインへの課税が免除されないこと ➢ 新規株式を現金で取得していること ➢ 取得年度末時点で当該株式を保有していること ■ 企業の要件 <ul style="list-style-type: none"> ➢ アクチエボラグ（有限責任会社）その他の企業形態であること ➢ 取得年度における社職員の人数が平均して50人未満であること ➢ 取得年度における純売上高又は総資産額が 80,000,000 スウェーデン・クローナ（約11億円）以下であること ➢ 株式又は議決権の25%以上を公的団体に保有されていないこと ➢ 300,000スウェーデン・クローナ（約400万円）以上の給与を支払っていること ➢ 創業から7年未満であること ➢ 経営難に陥っていないこと 等

参考) 円貨換算には、1ポンド=187円、1ユーロ=160円、1スウェーデン・クローナ=14円を使用した。
 日本銀行."基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（令和6年3月中において適用）"
 出所) Skatteverket : [Investeraravdrag](#) | [Skatteverket](#)

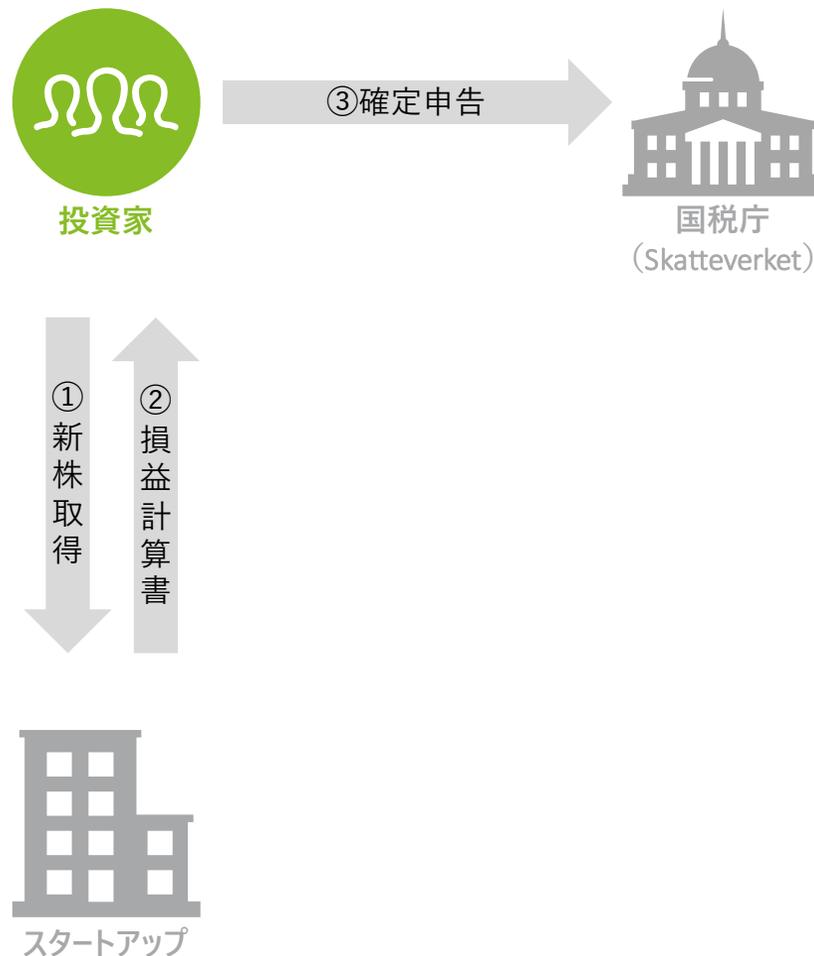
投資家控除の適用には、スタートアップから取得した損益計算書の提出が必須である



租税特別措置等の手続き

事前認証あり型

手続	手続概要
①新株の取得	スタートアップが発行した新株を現金で取得する
②損益計算書の提出	スタートアップは、当該投資が投資家控除の要件を満たすことを確認した場合、投資家に対して損益計算書を提出する
③確定申告	投資家は国税庁に対し、所得税申告書にて投資家控除を請求する。この際、損益計算書を添付する なお、①で取得した株式を取得年度から5年以内に売却する場合は、控除を戻し入れる必要がある。この場合、再度スタートアップから損益計算書を取得し、国税庁に申告しなければならない



投資家控除は、イノベーション促進政策の一環として実施されている



租税特別措置等が属する政策全体のパッケージ

イノベーション促進政策 政策パッケージの概要

- スウェーデンにおけるイノベーション促進政策は、イノベーションシステム庁（VINNOVA）が主導している
- 同庁の主要業務は、プロジェクトへの投資、イノベーション政策の調査研究、イノベーション環境のための長期投資である
- スタートアップの促進は、スウェーデン経済・地域成長庁（Tillvaxtverket）が担っている

政策手段 及び その分類等	インセンティブ				ディスインセンティブ
	経済的		非経済的		非/経済的
	補助金	租税特別措置等	金融支援措置	その他制度	規制等
	<ul style="list-style-type: none"> 主に特定開発プロジェクトに対する直接給付 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者や投資家を幅広く支援する措置 	<ul style="list-style-type: none"> 特定のプロジェクトへの融資や債務保証 	<ul style="list-style-type: none"> 産業集積地域の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 規制の厳格化

各段階における個別政策事例（一部）

研究開発 及び 特許取得 段階	事業化準備 及び 収益化 段階				
	<ul style="list-style-type: none"> Vinnovaによる助成金 EUによる助成金 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険料の支出控除 専門家の税控除 投資家控除 (Investeraravdrag) <p style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">選定された租特</p>	<ul style="list-style-type: none"> 欧州投資銀行による融資 	<ul style="list-style-type: none"> IDEONサイエンスパーク 	<ul style="list-style-type: none"> 個人データの研究利用規制* (Långsiktig reglering av forskningsdatabaser)

*規範創設の意味で、スタートアップに個人データの取り扱い注意を促し、健全な市場形成を狙ったもの

エンジェル投資家の税控除制度では、Coarsed Exact Matchingと差の差分析によってエンジェル投資家が支援したスタートアップの成長率への影響を確認している



エンジェル投資家税控除制度 (1/3)

事例概要

- スウェーデンの成長政策分析庁は2014年スウェーデンで導入されたエンジェル投資家税額控除制度について効果検証を実施し、その結果を取りまとめた報告書を2023年2月に公開した
- 当分析では、税額控除を受けた投資家が支援したスタートアップと税額控除を受けていない投資家によって支援されたスタートアップの成長率をCoarsed Exact Matchingと差の差分析を用いて分析。投資先に対しては従業員数、回収率、給与、産業分類、売上高などの要件を設定しており、既に投資先の株式などを保有している投資家は税控除からは対象外となっている

租特の目的と影響範囲

- 投資機関が投資するには規模が小さいスタートアップが援助を得るため、エンジェル投資家によるこれらの企業への資本・経営支援を目的としている
- 本租特により、スタートアップの資本コストが削減され、株式投資の数と規模が増加することが期待される
- また、スタートアップの成長により雇用や経済成長への影響が期待される

アウトカム指標

- 政策目的とデータ制約を考慮して政策実施者が設定している
- 設定されたアウトカム指標
 - ✓ 売上高
 - ✓ 付加価値
 - ✓ 固定資産額
 - ✓ 雇用者数

成長政策分析庁

投資への影響も確認したかったが、データが存在しなかった



分析手法

- Coarsed Exact Matchingにて処置群/対照群を設定したのち、差の差分析によって本租特の影響を確認する
- 他政策への影響除去のため、企業規模や特徴など処置群と属性に近い企業を対照群として選択している。また把握可能な他政策については適用要件を満たす企業をサンプルから削除した
- 設定された処置群/対照群
 - ✓ 処置群：エンジェル投資家から投資を受けた企業
 - ✓ 対照群：投資源以外の適用要件を満たし、エンジェル投資家以外から投資を受けている企業

成長政策分析庁

適用要件を満たすと自動で税控除される政策については、適用要件に関するデータを確認することで適用有無を把握できる



エンジェル投資家の税控除制度では、Coarsed Exact Matchingと差の差分分析によってエンジェル投資家が支援したスタートアップの成長率への影響を確認している



エンジェル投資家税控除制度 (2/3)

分析結果と示唆

Variables	売上高 (log)		Tobit	付加価値額 (100万クローネ)		従業員数 (人)	
	OLS (1)	(2)		OLS (4)	(5)	OLS (6)	(7)
処置群x適用後 (政策効果)	-0.240** (0.115)	-0.262** (0.115)	-0.268** (0.128)	-1.447** (0.606)	-1.512** (0.603)	0.003 (0.489)	0.020 (0.488)
処置群ダミー	-0.101 (0.135)	0.206 (0.151)	-0.096 (0.151)	-0.807*** (0.266)	0.081 (0.323)	-0.244 (0.300)	-0.511 (0.353)
適用後ダミー	0.821*** (0.073)	0.826*** (0.073)	0.919*** (0.083)	0.732 (0.525)	0.750 (0.525)	0.471** (0.229)	0.475** (0.230)
ベースライン コントロール	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
外部資金 (Log) の 指標を含むか	No	Yes	No	No	Yes	No	Yes
グループ企業かどうか の指標を含むか	No	Yes	No	No	Yes	No	Yes
C 観測数	20,022	20,022	20,022	20,032	20,032	20,032	20,032

- 破線で囲っている政策効果を示す変数「処置群×適用後」を売上高または付加価値額について複数モデル (1) ~ (5) で検証しているが、いずれもマイナスとなっており、処置群の売上高や付加価値額は対照群と比べて小さくなっている (例えばモデル (1) について処置群は対照群と比べ、売上高が24%低くなっている)
- 政策の目的に反して、税額控除を受けたエンジェル投資家は成長見通しが低い企業へ出資している傾向がある
- 制度を適用した投資家は平均投資額や経営・業界経験が低い投資家が多く、投資先企業へ有益な経営アドバイスを与えられるような経験豊富な投資家ではない
- 逆進税制であるため、この政策により成長見通しが高いスタートアップへの投資が活発になるという追加性 (Additionality) が重要である

成長政策分析庁

税額控除制度には複数問題点が確認されているが、改正には協議が必要であり相当の時間を要する

本事例から、租特の適用対象が企業以外であっても租特の効果が企業へ影響する場合は企業のデータによって効果検証ができる可能性が示された



エンジェル投資家税控除制度 (3/3)

日本への示唆

- 租特の適用対象が企業以外（投資家など）であっても、租特の効果が企業へ影響すると考えられる場合は企業のデータを用いて分析を実施できる。よって適用対象のデータが整備されていなくても、企業のデータが整備されていれば分析できる可能性はある
 - ただし本事例では対照群として重要な条件である「エンジェル投資家から投資を受けていない企業」が特定できるため、差の差分析が実施可能であった。そのため処置群と対照群が特定できるデータが存在することは必須条件である
- 対象租特の効果を切り出すためには、具体的に他の政策を活用した企業が把握可能な場合はデータから除外することが望ましい。また、他政策が把握できない場合もマッチング法などを用いて企業規模や特徴が近い企業を対照群として選定することで、他政策を適用する条件が処置群と対照群の間で同一となる。つまり仮に処置群に他政策の影響を受けた企業が存在しても、その類似企業としてマッチングした対照群の企業も同じ政策の影響を受けている可能性が高く、処置群と対照群の間で他政策の影響が一定相殺できていると考えられる
 - ただし今回の例のように適用企業に対して自動的に税控除される仕組みが類似政策にない場合は、適用資格はあるが租特を利用しない企業が存在するため、適用要件によって他政策の適用有無を判断してデータから除外することは難しい
 - この場合、マッチング法を用いた場合でも他政策の影響を受けた処置群の企業に対してマッチングした対照群の企業はその政策を適用しておらず他政策の影響が取り除かれない可能性が高くなる

3-5.フランスにおける効果検証事例 (オンライン調査より)

フランスのZFU-TE*1（2015年にZFUから名称変更）は、2021年に1億3900万ユーロ（約222億円）の適用実績がある租税特別措置等である



租税特別措置等の概要

本措置の概要

ZFUは、ZFU地域の経済成長の促進を行うことを目的とし1997年に導入され、ZFU地域内で設立された従業員50名以下の既存および新設の企業に対して、地方事業税、法人税、固定資産税および雇用主負担の免除を行う租税特別措置等である。

制度名	効果類型	効果	適用要件
ZFU (地域投資税制)	免税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方事業税：5年間の免除 ■ 建物への資産税：5年間の免除 ■ 法人税：5年間の免除（年間10万ユーロ（約1,600万円）まで） ■ 雇用主負担：5年間の免除（3年間で累積10万ユーロ（約1,600万円）まで、期間の定めのない従業員または12か月以上の有期雇用契約の従業員が対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方事業税：従業員が50名以下、売上が1,000万ユーロ（約16億円）未満 ■ 建物の資産税：企業が所有するZFU地域内の建物 ■ 法人税：従業員が50名以下及び売上が1,000万ユーロ（約16億円）未満 ■ 雇用主負担：従業員が50名以下、売上が1,000万ユーロ（約16億円）未満及び1/3の従業員がZFU地域が所在するZUS地域に居住していること

*1 ZFU-TE（Zones franchises urbaines-territoires entrepreneurs）は、2015年に創設されたZFUの後継の税制である

*2 ZUSは、Zones Urbaines Sensibles の略で、416のZRU地域が、この750のZUS地域から選定されることになる。このZUS地域はZURやZFU地域と異なり優遇措置の適用は無いが、優先的に経済政策が必要な地域として指定されることになる

参考）円貨換算には、1ポンド=187円、1ユーロ=160円、1スウェーデン・クローネ=14円を使用した
日本銀行。“基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（令和6年3月中において適用）”

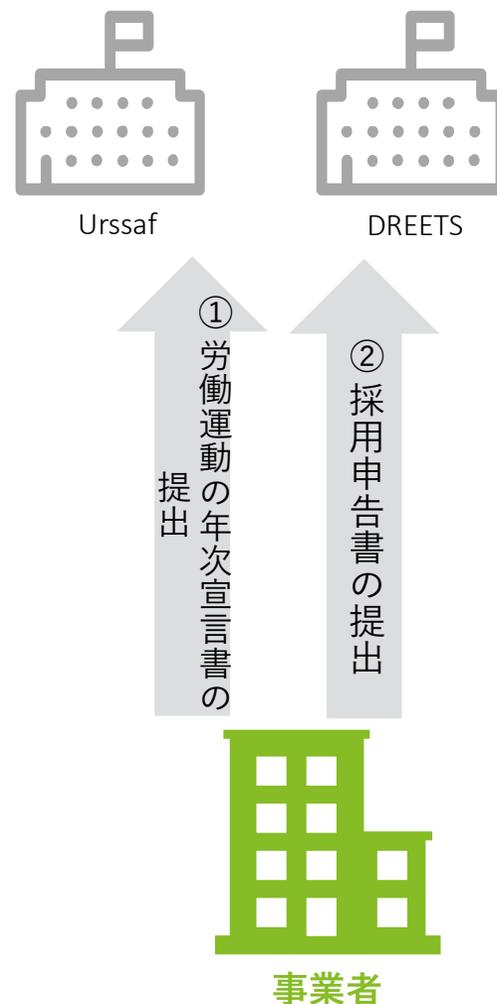
出所）Givord et al.(2013)「Place-based tax exemptions and displacement effects: An evaluation of the Zones Franches Urbaines program」

本措置は、「事前認証なし型」である。また、従業員を雇用する際は申告が必要である

租税特別措置等の手続きイメージ

事前認証なし型

手続 ^{*1}	手続概要
① 前年の労働運動の年次宣言書の提出	免除を適用する会社は、ZFUにある各事業所について、前年の労働運動の年次宣言書をDreets（経済・雇用・労働・連帯地方局）とUrssaf（社会保障・家族手当保険料徴収組合）に送付する。このプロセスは、毎年4月30日までに行われる必要がある
② 採用申告書の提出	雇用契約の発効日から30日以内に企業はDreetsおよびUrssafに採用申告書を提出する必要がある



*1 本手続の出典はデスクトップ調査であり、正確にはZFU-TE税制における手続きの可能性がある
出所) [Formalites.declaratives - Urssaf.fr](http://Formalites.declaratives-Urssaf.fr)

フランスの地域投資政策に関する政策パッケージは、主に租税特別措置等で構成されており、その中でもZFUは企業支援を通じて特定の貧困地域開発を目的とした制度である



租税特別措置等が属する政策全体のパッケージ

地域投資促進政策 政策パッケージの概要

フランスにおける地域投資政策は、税制による特定地域への優遇税制が多数確認される。また、農村地域に関しては、共通農業政策（CAP：the Common Agricultural Policy）が規定されており、EUの基金や国庫負担金による農村開発プログラムを通して、分権的に国の主要な行政区により管理されている。国内の各行政においては、各地域がそれぞれの目的に応じて企業誘致の体制を採っている。

政策手段 及び その分類等	インセンティブ			ディスインセンティブ
	経済的		非経済的	非/経済的
	補助金	租税特別措置等	金融支援措置	その他制度
	<ul style="list-style-type: none"> 地方の農村部に対して、開発の補助金が用意されている 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な地域を対象とした優遇税制が複数規定されている 	<ul style="list-style-type: none"> フランスの公的銀行よりローンが用意されている 	<ul style="list-style-type: none"> 規制等

各段階における個別政策事例（一部）

投資段階	選定された租特				
	<ul style="list-style-type: none"> 農村開発補助金 	<ul style="list-style-type: none"> QPV（優先的都市居住区） ZFU（都市フリーゾーン） AFR（地域援助地域） BER（活性化すべき雇用地区） ZRD（防衛再編区域） ZRR（農村再生ゾーン） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化ローン 	<ul style="list-style-type: none"> 確認できず 	<ul style="list-style-type: none"> 確認できず

出所) [Aides selon la zone géographique | economie.gouv.fr](https://www.economie.gouv.fr/aides/les-aides-et-le-foncier)
 France | The European Network for Rural Development (ENRD) (europa.eu)
<https://www.bpifrance.fr/catalogue-offres/pre-pret-regional-de-revitalisation-hauts-de-france>

ZFU の効果検証事例では、傾向スコアマッチングを用いた差の差分析により政策効果を検証している

ZFU の効果検証 (1/3)

事例概要

- 政府系研究機関のINSEE（国立研究所）は、「ZFU」と呼ばれる地域投資税制がZFUの適用地域（以下、「ZFU地域」という。）の企業における雇用などの経済活用に与える影響について効果検証を実施し、2011年7月に公表した。ZFU地域の選定は第1弾、第2弾等と複数回に分かれており、第2弾では第1弾と同様に経済的に困窮している地域だが第1弾よりもやや困窮度が低く、ZFUより税控除額の低いZRUの適用地域（以下、「ZRU地域」という。）から対象地域が選定された。本検証では、第2弾ZFUを中心に効果検証が実施されている
- 本検証で使用された主なデータは、INSEEが保有する企業の社会保障に関する年次申告データと企業の所在地情報等を含むデータである。効果検証に当たり、ZFU地域の企業と非適用地域の企業で傾向スコア（共変量）を算出し、類似性のある処置群と対照群を設定した上で、差の差分析が実施されている。検証の結果、ZFU地域における事業創出と雇用面において有意な効果が認められているが、本措置による近隣地域への負の波及効果も有意に認められたことが示されている

租特の目的と影響範囲

- 地域投資税制（ZFU）は、経済的に困窮している地域の企業を支援することで、その地域を活性化させ、貧困率を低下させることを目的とした企業税額控除である
- 本措置により、ZFU地域での事業所数の増加、貧困率の低下、雇用者数の増加が期待される

アウトカム指標

- 政策目的を考慮して政策実施者が設定している
- 設定されたアウトカム指標
 - ✓ 事業所数
 - ✓ 雇用・収入
 - ✓ 企業の経済状況
 - ✓ 周辺地域への波及効果

評価実施者

適用要件として、3分の1の社員が対象地域の住人である必要があるが、実際にZFU地域の住人を雇っているか否かを把握できるデータが存在しなかったため、その点は確認できていない

分析手法

- 傾向スコアマッチングによって処置群/対照群を設定した上で、差の差分析で本措置の影響を確認している
 - ✓ マッチングの指標：地理的距離、人口、失業率、青少年（25歳未満）比率、中退者比率、財政的ポテンシャル
- 設定された処置群/対照群
 - ✓ 処置群：第2弾ZFU地域
 - ✓ 対照群：ZRU地域

評価実施者

第2弾ZFUは、過去に設定されたZFUとの距離に応じてZRU地域から設定されており、ZFUとZRUは属性が類似しており、差の差分析が可能であった。属性が類似する対照群が存在しない場合は、合成コントロール法を用いた分析も考えられる

ZFUの効果検証事例では、傾向スコアマッチングを用いた差の差分分析により政策効果を評価している



ZFUの効果検証 (2/3)

分析結果と示唆

● ZFUが事業所数と雇用者数に与える影響に関する分析結果

Table 4 ZFUへの移行が企業株式とビジネス人口に与える影響
Impact of the transition to ZFU on stock of companies and business demography.

Variables	Years				
	2003	2004	2005	2006	2007
<i>Stock (Δ Log)</i> 事業所数					
Number of establishments	0.01 (0.02)	0.05*** (0.02)	0.07*** (0.03)	0.06** (0.02)	0.05** (0.02)
Amongst companies eligible already present in 2002	-0.00 (0.03)	0.05 (0.04)	0.01 (0.04)	-0.04 (0.04)	-0.03 (0.05)
...with less than 3 employees in 2002	-0.04 (0.04)	0.10 (0.07)	0.07 (0.06)	0.02 (0.05)	0.02 (0.08)
...with more than 4 employees in 2002	0.04 (0.04)	0.03 (0.04)	-0.05 (0.05)	-0.06 (0.06)	-0.04 (0.07)
Amongst companies eligible already present in 2002					
Δ Bankruptcies (for 1000 companies)	0.21 (1.77)	0.30 (2.27)	1.28 (2.33)	-2.45 (1.81)	-0.28 (1.32)
<i>Flow (relatively to the previous stock)</i>					
Δ Births and transfers	0.00 (0.02)	0.06*** (0.02)	0.06* (0.03)	0.08*** (0.02)	0.05** (0.02)
Δ Births	0.01 (0.02)	0.04*** (0.02)	0.04* (0.03)	0.05*** (0.02)	0.01 (0.02)
Δ Transfers	-0.00 (0.01)	0.02*** (0.01)	0.02* (0.01)	0.03*** (0.01)	0.04*** (0.01)

Note: All results featured herewith correspond to the preferred specification of propensity-score matching, applied to time differentiated variables. The standard deviation of the estimator is in brackets, estimated by block bootstraps in areas. Three (respectively two, one) stars indicate a 1% significance (respectively 5%, 10%).

Table 5 ZFUへの移行が雇用者数に与える影響
Impact of the transition to ZFU on employment (log).

Variables	Years				
	2003	2004	2005	2006	2007
All companies 雇用者数					
Δ Employment	0.01 (0.05)	0.04 (0.04)	0.06 (0.05)	0.04 (0.08)	0.12** (0.06)
Δ Hours	-0.01 (0.04)	0.03 (0.04)	0.08 (0.05)	-0.00 (0.08)	0.12** (0.06)
Amongst companies eligible already present in 2002					
Δ Employment	-0.02 (0.04)	-0.03 (0.05)	-0.06 (0.05)	0.09 (0.08)	0.00 (0.06)
Δ Hours	0.00 (0.04)	-0.05 (0.05)	-0.07 (0.05)	0.09 (0.08)	-0.02 (0.08)
...with less than 3 employees in 2002					
Δ Employment	-0.00 (0.06)	-0.08 (0.07)	0.06 (0.09)	0.09 (0.08)	0.12* (0.06)
Δ Hours	0.02 (0.06)	-0.10* (0.05)	0.03 (0.07)	0.14*** (0.05)	0.02 (0.06)
...with more than 4 employees in 2002					
Δ Employment	-0.05 (0.04)	0.01 (0.05)	-0.05 (0.06)	0.09 (0.08)	0.04 (0.04)
Δ Hours	-0.03 (0.04)	-0.00 (0.05)	-0.08 (0.07)	0.07 (0.09)	0.07 (0.05)

Note: All results featured herewith correspond to the preferred specification of propensity-score matching, applied to time differentiated variables. The standard deviation of the estimator is in brackets, estimated by block bootstraps in areas. Three (respectively two, one) stars indicate a 1% significance (respectively 5%, 10%).

■ 分析結果の解釈

- ✓ 事業所数については、ZFUによって2004年から2007年の間に5～7%ポイント増加している。雇用者数については、全体としてプラス傾向にあり、2007年においては12%ポイント増加している

評価実施者

適用タイミングとエリアを確認することによって、可能な限り、他の政策の影響をコントロールした分析を進めた

ZFUの効果検証事例では、ZFUの周辺地域に与える影響も分析している



ZFUの効果検証 (3/3)

分析結果と示唆

● ZFUの周辺エリアに与える影響に関する分析結果

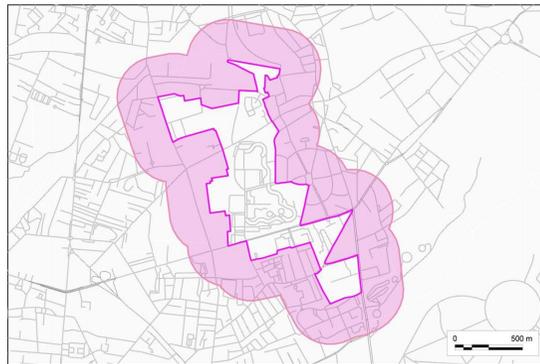


Table 8 ZFUによる周辺エリア（左記ピンクエリア）への影響
Impact of the ZFU program on a ring around the treated area.

Variables	Years				
	2003	2004	2005	2006	2007
事業所数					
Number of establishments	0.01	-0.05**	-0.02	-0.09***	-0.08*
雇用	(0.03)	(0.02)	(0.02)	(0.04)	(0.05)
Δ Employment	0.03	-0.07	0.02	-0.08	-0.04
	(0.06)	(0.06)	(0.06)	(0.07)	(0.06)
Δ Hours 労働時間数	0.05	-0.10*	0.01	-0.05	-0.07
	(0.06)	(0.05)	(0.05)	(0.07)	(0.10)
<i>Flow (relatively to the previous stock)</i>					
Δ New establishments	-0.05	-0.05	-0.03*	-0.07**	-0.17
新規事業所	(0.06)	(0.04)	(0.02)	(0.03)	(0.13)
Δ Births 設立	-0.06	-0.04	-0.01	-0.01	-0.06
	(0.06)	(0.04)	(0.02)	(0.02)	(0.04)
Δ Transfers 移転	0.01	-0.01	-0.02*	-0.06***	-0.12
	(0.00)	(0.01)	(0.01)	(0.02)	(0.09)

Note: All results featured herewith correspond to a Gaussian kernel matching method, applied to time differentiated variables. The standard deviation of the estimator is in brackets, estimated by block bootstraps in areas. Three (respectively two, one) stars indicate a 1% significance (respectively 5%, 10%).

- 分析結果の解釈
 - ✓ ZFUの周辺エリアへの波及効果を検証したところ、事業所数については、2004年から2007年の間に2~9%ポイント減少している
- 分析の留意点
 - ✓ 本検証の報告書では、分析の留意点やデータの制約等に関する記載は確認できなかった

評価実施者

周辺地域への負の効果を踏まえて、対象地域の住人を雇用した場合に企業に資金が入るEmplois Francsが導入された

日本への示唆

- 本事例では、ZFU地域と属性が似たZRU地域が存在したことで分析を進めやすかった点がある。日本においても、分析に当たって処置群に類似する地域の特定を試みるのが有効である。措置の性質上、このような処置群に類似する地域が存在しない場合は、合成コントロール法で類似の複数地域を1つの地域とみなして重み付けすることも有効である
- 適用タイミングのデータを整備することにより、適用タイミングとエリアを考慮して他の政策との影響をコントロールして分析が可能である

4.本調査で得られた示唆

効果検証の有効性を高めるためには、制度面（重点的に検証すべき政策の特定、複数年にわたる効果検証）、体制面（独立性が確保された推進体制等）の改善が考えられる

①効果検証制度・体制の構築

本調査を踏まえた効果検証制度・体制面の示唆

制度

政策の優先順位付けと複数政策の包括的評価

限られた資源を有効活用して政策の効果検証を実施するためには、特に重点的に効果検証に取り組むべき政策テーマを特定し、戦略的に推進することで、より効果の高い政策へ不断に見直すことにつなげることが期待される。また、相互に影響を及ぼす可能性のある関連する政策群を横断的・包括的に評価を行うことによって、部分最適ではなく全体最適な政策形成へと昇華させることが期待される

【参考事例： オランダの戦略的評価アジェンダ（Strategic Evaluation Agenda：SEA）】

制度

複数年にわたる計画的な効果検証の実施

効果検証に必要なデータを整備するための期間や、データの整備におけるタイムラグなどを考慮すると、十分な効果検証を単年で実行することは難しいケースがあり、事前のリサーチデザインからデータ整備、分析、政策改善までの流れを複数年にわたって計画的に進めることが望ましい。

【参考事例： オランダにおける4～7年の評価期間設定、 ドイツの幅広い租税特別措置等の評価】

体制

独立性が確保された推進体制と人材確保

政策を所管する担当府省を中心に、政策テーマによっては関連府省とも連携を図りながら推進するとともに、政策と直接的に関わりのない政府関係者や学識者なども含める委員会の設定により、恣意的な評価結果とならないよう、独立性を確保した体制を構築して評価に取り組むことも重要である。加えて、政府機関内において、効果検証をデザインしたり、分析結果を読み解いて示唆を導出できる分析知見を持った専門人材を配置することが必要である

【参考事例： オランダの政策評価の運営委員会、 イギリスの官民連携機関との連携や分析専門家の確保】

効果検証にはデータの利用が不可欠であり、データの充実、データの集約、データのアクセスなどに検討の余地がある

②データ環境の改善

本調査を踏まえたデータアクセス関連の示唆

データの充実

- 他の租特や、租特以外の政策による効果等を切り分けて、当該租特の効果を測定する等の、精度の高い分析を目指すためには、取得するデータを充実させる必要がある
- 例えば、政策の推進過程で、意識的に業務データを蓄積することにより、処置群・対照群を識別できる情報を効率的に取得できる可能性がある

【参考事例：  イギリス歳入庁での適用データ管理、  スウェーデンでの政策条件に合わせた自動適用・蓄積】

データの集約

- 公的統計における個票データの集約を進めることによって、マイクロデータの提供が飛躍的に改善する。更なる利便性向上を進めることによって、分析に利用できるデータの幅が広がることが期待される
- なお、参考とした調査対象国と異なり、我が国の統計機構は分散型であることを考慮した対応を検討する必要がある

【参考事例：  オランダ経済・気候政策省との連携による中央統計局への集約】

データへのアクセス

- 我が国において、公的統計の個票データ等はCD-R等による提供によって行われるが、分析者の負担面、データ流出等のリスク面で課題があると考えられる
- 効率的、かつ安心して効果検証できる環境として、セキュアな仮想専用通信網でのデータアクセス環境の構築を目指すことが考えられる

【参考事例：    オランダ、イギリス、スウェーデンにおける仮想環境でデータのアクセス】

データ構築に関する議論

- 効果検証に有用なデータを充実させ、データへのアクセス環境を改善させるため、政府関係者だけではなくデータの利用者の意見を取り入れることによって、現状の課題を把握し、改善に向けた議論をしていくことが望ましい

【参考事例：  ドイツ財務省による、有識者・政府関係者を含めたワーキンググループ（NeSt）での議論】

効果検証の実施に当たっては、政策担当府省が主体となって分析手法やアウトカム等の議論を行うことが重要。また、目的や制約によって柔軟に手法を選択できることが望ましい

③効果検証の実施

本調査を踏まえた効果検証面の示唆

定量分析手法

アウトカム指標や効果検証手法の選択

- アウトカム指標や分析手法について政策担当府省が主体的に関与し、どのような効果を把握することが政策形成に有効か見極めることが重要である。また、計量経済学・統計学等の深い知見を有していない関係者とも活発に議論できるよう、難解な手法に傾斜し過ぎず、理解しやすい手法も意図的に選択することも考えられる

【参考事例：  イギリス評価実施者へのインタビュー】

対照群設定

対照群の設定が困難な場合の工夫

- 因果推論等による効果検証では、処置群とできる限り類似した対照群を設定することが肝要であるが、例えば地域政策などにおいて、税務・決算情報だけでは類似地域の特定が困難な場合には、複数の地域のデータを加重平均し、仮想的な値を推計する合成コントロール法を活用することも考えられる

【参考事例：   フランス評価実施者へのインタビュー】

効果の切り分け

当該租特のみの効果を切り出した分析

- 他租特の影響を除去するためには、マッチング法で類似事業者を選定することが一定有効である
- 他の政策の適用有無が具体的に把握できる場合、適用事業者が一部であればサンプルから除外する。一方で、ほかの適用事業者が多数いる場合は、処置群・対照群ともに、その租特の適用事業者に特定して分析を行うことで影響を制御することが望ましい

【参考事例：  オランダのイノベーションボックス税制、 スウェーデンのエンジェル投資家税制】

定性分析の併用

定量分析と定性分析の組み合わせ

- 租特における効率性や有効性など、定量分析だけでは効果が十分に捉えられない観点には、アンケート調査やインタビューを用いた定性分析を活用することも考えられる
- アンケート調査を行う際にはバイアスに注意する必要がある。租特の非適用事業者へのアンケートも行うほか、回答率を向上させ十分なサンプルサイズを確保することも必要である

【参考事例：  オランダのイノベーションボックス税制】

効果検証結果に関する透明性の確保は、日本を含め既に一定程度は実施されているが、政策形成へ取り込むためには、わかりやすい情報提供、政策改善の運用が考えられる

④効果検証結果を政策形成に取り込むための工夫

本調査を踏まえた、効果検証結果を政策形成に取り込むための工夫の示唆

透明性の確保

- 効果検証結果を政策担当者や政府内関係者だけでなく外部の専門家を含む市民に公表することが重要である
- 我が国においても透明性は一定程度は確保されており、意思決定に反映される重要性を鑑みると透明性を堅守する必要がある

わかりやすい情報提供

- 一部の専門家にしか読み解くことが難しい内容でなく、特別な前提知識がなくても理解できる平易な内容とし、メディアや一般市民が関心を持てるように工夫する
- 政策担当者向けには、政策改善に活用されやすいよう、必要に応じてより詳細な情報を整理する
- これらによって、政策にフィードバックされ、改善につながるアクションのきっかけが生まれやすくなることが期待される

【参考事例：  ドイツにおける33租特横串比較の結果公開】

フィードバックによる政策改善

- 効果検証の結果から得られた示唆を、政策の質を高めるために、政策立案、政策改善時に活用するツールとして定着させることが望ましい
- 十分に効果が出ていないとされる検証結果が導出された場合でも、その結果をどう政策形成に反映させるかの検討を行うことが望ましい

【参考事例：  オランダにおけるRPEの規定】

【日本を含め、一定程度は実施されている】

5 か国調査を踏まえた効果検証体制、データ環境、効果検証の実施手法及び政策形成への反映の4つの観点からの示唆より、今後の取組の方向性を取りまとめた

調査結果を踏まえた我が国への示唆



①効果検証制度・体制の構築

- 効果的かつ効率的に効果検証を行うためには、政策の優先順位付け・複数政策の包括的な評価実施が重要である
- データ整備に長期を要することを考慮し、複数年にわたる効果検証を計画的に進めるべき
- 質の高い効果検証のためには、独立性が確保された体制、設計や結果のレビューをできる人材の確保が望ましい

④効果検証結果を政策形成に取り込むための工夫



- 透明性の確保は大前提である
- 効果検証結果の共有に当たっては、専門知見がなくても理解できるわかりやすい内容での情報提供がされるべきである
- 効果検証結果を政策形成へ反映するための運用が検討されることが望ましい



②データ環境の改善

- 効果検証に有用なアクセス環境を改善させるためには、データ利用者の意見も含めたデータアクセスに関する議論を行うことが望ましい
- また、データ整備の面においては、取得するデータの充実、可能な範囲での個票データの集約、効率的かつセキュアな仮想専用通信網でのデータアクセス環境の整備等について検討余地がある

③効果検証の実施



- 効果検証実施前のアウトカム指標や手法の設定等、担当府省の主体的な関与が分析の質の担保につながると考えられる
- 確認したい効果や議論したい相手によって定性分析や、より理解しやすい手法の検討が行われるとよい
- 対照群の設定や効果の切り分けについては、サンプルの調整や、合成コントロール法やマッチング法等の手法による解決も検討する

